

中川・綾瀬川流域水害対策計画

令和 7 年 3 月

国土交通省関東地方整備局
茨 城 県
埼 玉 県
東 京 都

五 霞 町	さいたま市	熊 谷 市	川 口 市	行 田 市
加 須 市	春日部市	羽 生 市	鴻 巣 市	上 尾 市
草 加 市	越 谷 市	桶 川 市	久 喜 市	北 本 市
八 潮 市	三 郷 市	蓮 田 市	幸 手 市	吉 川 市
白 岡 市	伊 奈 町	宮 代 町	杉 戸 町	松 伏 町
足 立 区	葛 飾 区	江戸川区		

中川・綾瀬川流域水害対策計画

— 目 次 —

第1章 中川・綾瀬川特定都市河川流域の現状と課題.....	1-1
第1節 流域、河川並びに下水道の概要.....	1-1
第1項 流域の概要	1-1
第2項 河川の概要	1-8
第3項 下水道の概要	1-10
第2節 過去の浸水被害の状況	1-13
第3節 総合治水対策の概要	1-17
第1項 総合治水対策の沿革	1-17
第2項 総合治水対策の状況	1-21
第4節 現状の課題	1-22
第2章 中川・綾瀬川特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針	2-1
第1節 基本的な考え方	2-1
第2節 計画期間	2-7
第3節 計画区域	2-8
第4節 特定都市河川流域において都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨	2-11
第5節 流域分担に関する考え方	2-12
第3章 都市浸水想定	3-1
第4章 特定都市河川の整備に関する事項	4-1
第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所.....	4-2
第1項 国が行う河川の整備	4-2
第2項 茨城県が行う河川の整備.....	4-6
第3項 埼玉県が行う河川の整備.....	4-6
第4項 東京都が行う河川の整備.....	4-9
第5項 下水道管理者以外が行う排水施設の整備	4-10
第5章 特定都市河川流域において当該特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設 の整備に関する事項.....	5-1
第6章 下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項.....	6-1
第7章 特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸 透施設の整備その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下へ の浸透に関する事項.....	7-1
第1節 雨水貯留浸透施設（地方公共団体による対策）	7-2

第2節 雨水貯留浸透施設（民間事業者等による対策）	7-3
第3節 農業用排水路の活用	7-5
第4節 「田んぼダム」の取組	7-5
第5節 既存の調整池等の保全	7-6
第6節 保水・遊水機能を有する土地の保全	7-6
第8章 雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本的事項	8-1
第9章 特定都市河川流域におけるポンプ施設の操作に関する事項	9-1
第1節 運転調整の基本方針	9-1
第2節 連絡・指揮体制、情報共有及び住民への周知	9-1
第10章 都市浸水想定区域における土地の利用に関する事項	10-1
第11章 貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針	11-1
第1節 貯留機能保全区域の指定の方針	11-1
第2節 浸水被害防止区域の指定の方針	11-2
第12章 浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項	12-1
第1節 リスクコミュニケーションの充実	12-1
第2節 大規模氾濫に関する減災対策	12-2
第3節 洪水時及び発災時の情報収集・伝達	12-5
第13章 その他浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項	13-1
第1節 既存施設の洪水調節機能強化	13-1
第2節 計画対象降雨以外のあらゆる降雨への対応	13-1
第3節 流域水害対策計画のフォローアップ	13-2

附図 都市浸水想定（計画対象降雨が生じた場合の洪水・雨水出水による浸水想定区域・水深）

附図1 都市浸水想定（全体図）

附図2 都市浸水想定（図郭割図）

参考図 ハード整備実施後の浸水想定（計画対象降雨が生じた場合の洪水・雨水出水によるハード整備実施後の浸水想定区域・水深）

参考図1 ハード整備実施後の浸水想定（全体図）

参考図2 ハード整備実施後の浸水想定（図郭割図）

第1章 中川・綾瀬川特定都市河川流域の現状と課題

第1節 流域、河川並びに下水道の概要

第1項 流域の概要

中川・綾瀬川流域は、ほぼ全域が標高 20m以下の低平地であり、河床勾配は全川で概ね 1/4,000 と緩勾配であること、中流部まで潮位の影響を受けることなどの条件により、流下しにくい河川であるとともに、洪水時には河川の水位が宅地等堤内の地盤より高くなり流域内に湛水する特性があることから、過去から浸水被害が繰り返し発生している。

また、本特定都市河川流域は、茨城県、埼玉県、東京都にまたがり、流域内の人口は約 369 万人であり、流域の下流部は特に市街化が進み人口が集中している。流域の土地利用は、市街地が約 53%、農村型集落が約 8%、水田が約 24%、畑地が約 8%、その他が約 7%となっている。

江戸時代以降、中川・綾瀬川流域の低地帯の地形を生かした灌漑用の水路が整備されるとともに、新田開発が行われ、江戸の米倉として、100 万人都市・江戸の生活を支えた。これらの保水・遊水機能を有する地域は、主に水田として利用され、自然堤防上やその他の浸水の危険性の低い場所で住み分けが行われていた。

下流部は、古くから人口と産業が集積し、高密度な都市が形成されていたが、昭和 40 年（1965 年）代以降、中上流部も首都圏のベッドタウンとして開発が進んだことにより、浸水のおそれのある区域に人口、資産が集中すると同時に、流域が従来有していた保水・遊水機能が失われてきた。

表 1-1 流域の諸元

項 目	流 域 の 諸 元
特定都市河川流域面積	約 985km ²
流域地形	洪積平野、沖積平野（自然堤防、旧河道跡、湿地跡）
幹線流路延長	中川：約 81km、綾瀬川：約 48km 他
河川勾配	中川：約 1/4,200、綾瀬川：約 1/3,800 他
流域内人口	約 369 万人（第 10 回河川現況調査：平成 22 年）
【 流 域 内 関 係 市 区 町 】	
茨城県（1 町）	五霞町
埼玉県（20 市 4 町）	さいたま市、熊谷市、川口市、行田市、加須市、春日部市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、伊奈町、宮代町、杉戸町、松伏町
東京都（3 区）	足立区、葛飾区、江戸川区



図 1-1 中川・綾瀬川流域位置図

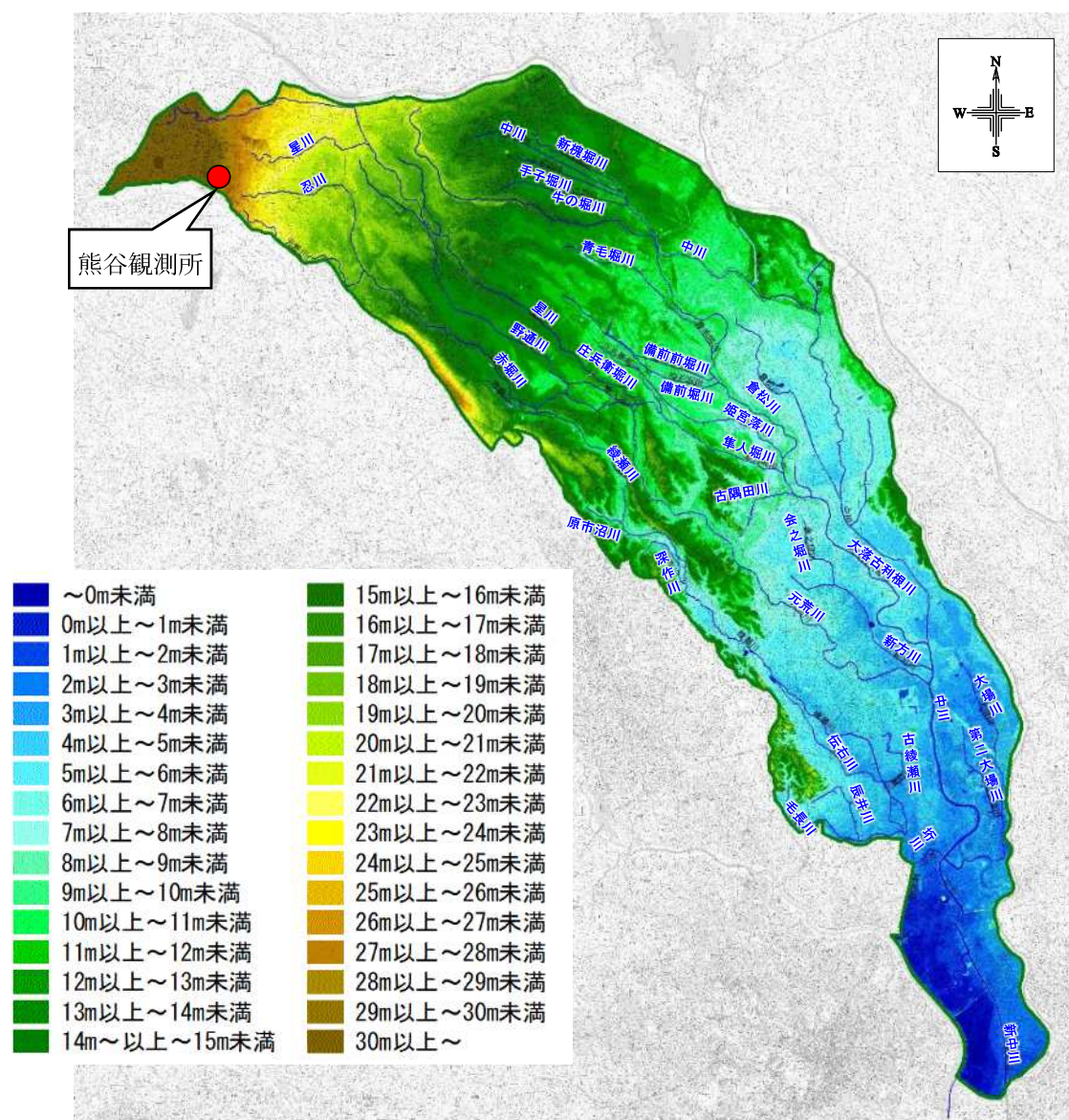


図 1-2 中川・綾瀬川流域の標高図

1) 土地利用の変遷

中川・綾瀬川流域の開発は、昭和30年（1955年）代から東京3区の東武伊勢崎線等に沿って広がってきた。近年は鉄道に加え道路網の整備が進んでおり交通上の利便性が高い中上流地域においても市街化が進んでいる。

中川・綾瀬川流域全体の土地利用の推移をみると、市街地の割合（市街化率）は、開発初期の昭和30年（1955年）で流域全体の約5%、昭和50年（1975年）では約27%、平成2年（1990年）では約39%、平成17年（2005年）で約50%、平成22年（2010年）で約52%、平成27年（2015年）で約53%にまで拡大している。これまでの開発によって流域内の水田、畑の面積が減少している。（図1-3、図1-4）

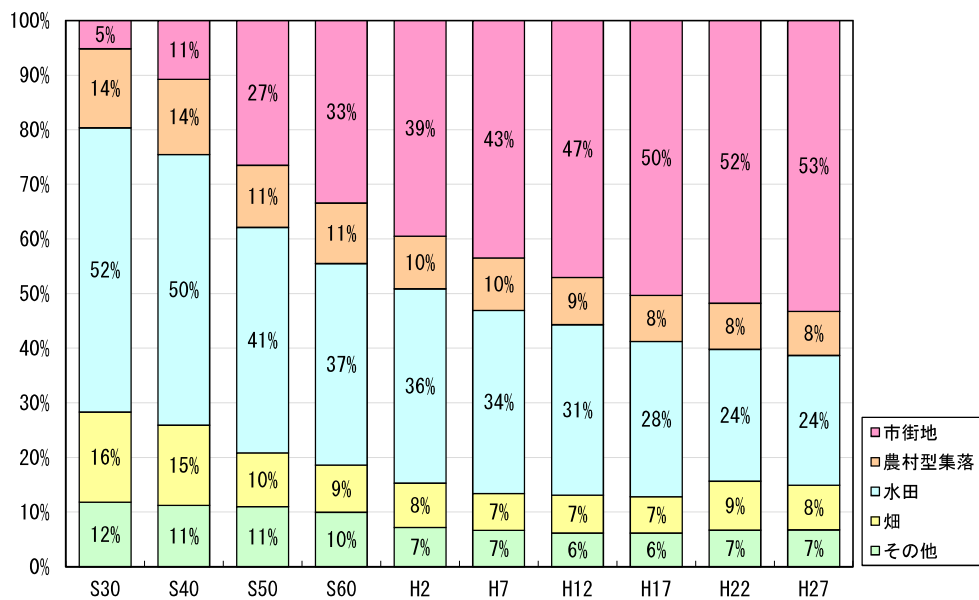
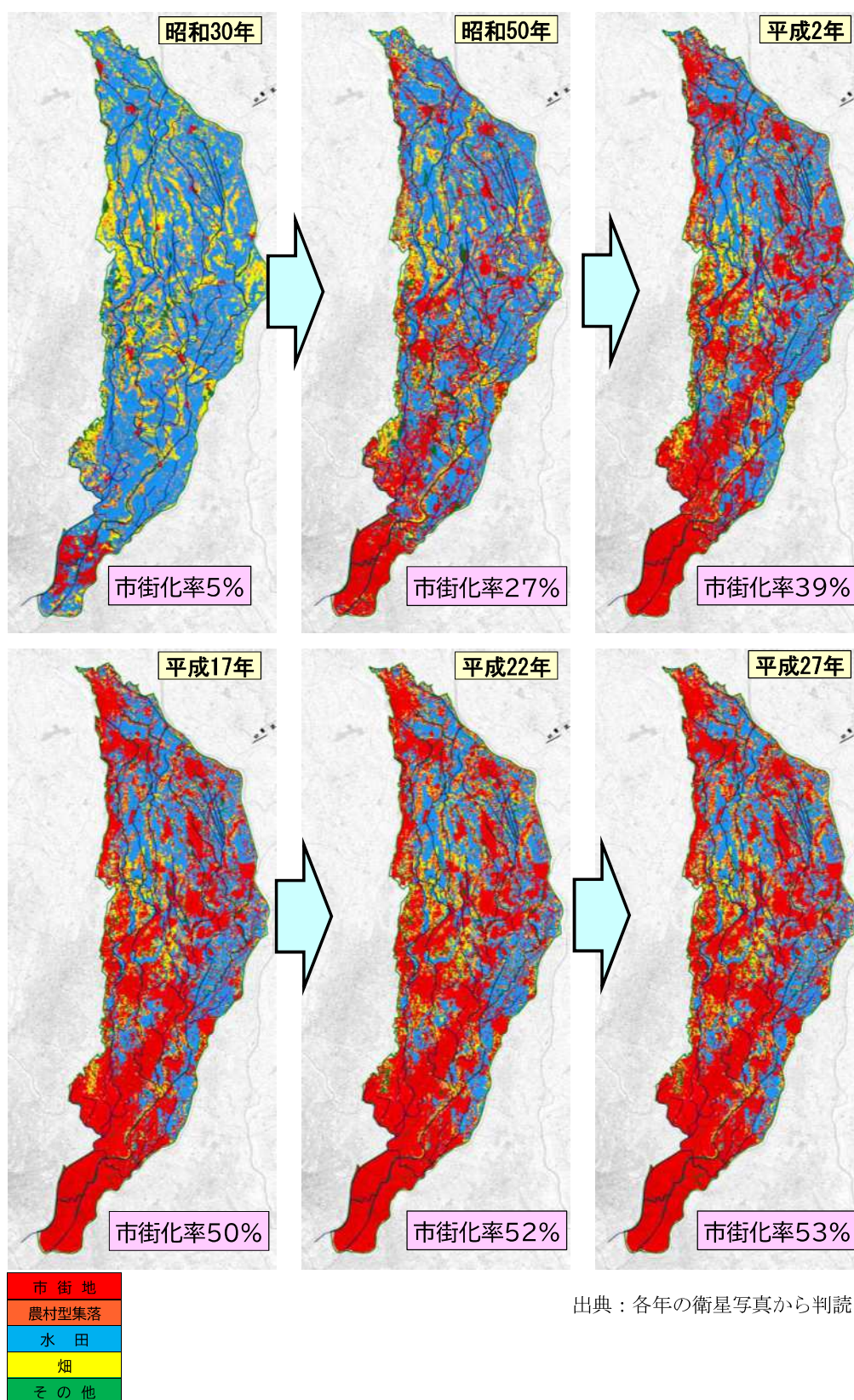


図 1-3 中川・綾瀬川流域の土地利用変化



出典：各年の衛星写真から判読

図 1-4 中川・綾瀬川流域市街化変遷図

2) 人口の推移

中川・綾瀬川流域に係る1都2県全体の人口の推移を国勢調査で見ると、戦後特に昭和30年（1955年）以降東京都を中心に大幅に増加し、埼玉県、東京都については、その後も緩やかに増加傾向にあるが、茨城県については、平成12年（2000年）以降緩やかに減少傾向となっている。

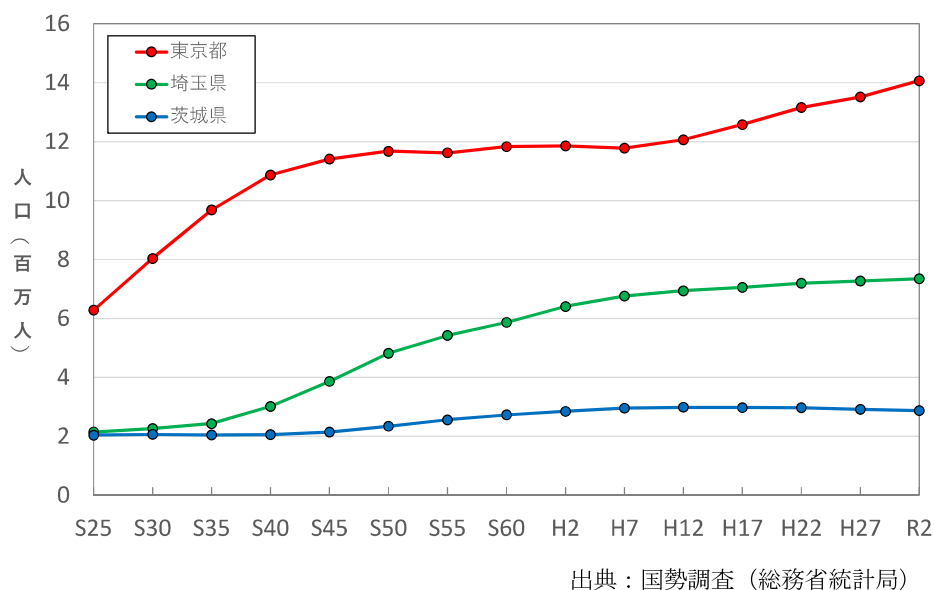
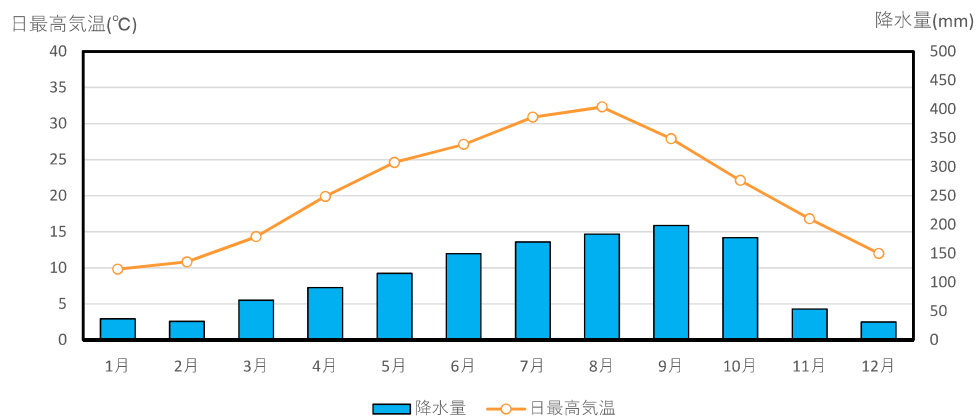


図 1-5 1都2県の人口の推移

3) 降雨特性

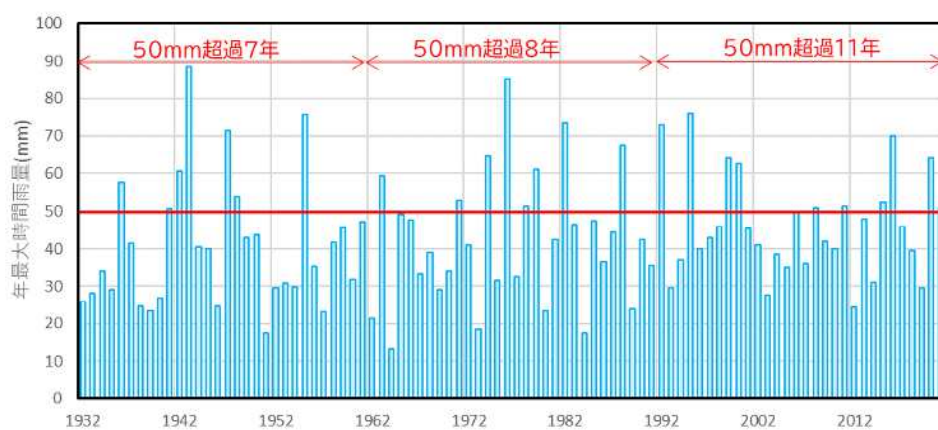
中川・綾瀬川流域の大部分を占める埼玉県の気候は、概ね太平洋岸気候区であり、年平均気温は15℃前後である。冬には乾燥した『空っ風』といわれる北西の季節風が吹き、夏は南東の季節風が支配的で、日最高気温が35℃以上の猛暑日に達する日も珍しくないほど高温になる。年降水量は1,300mm程度であり、全国年降水量平均値（約1,700mm）と比べ降水量は少ない地域である。季節的には梅雨期～台風期に降雨が多く、冬期は非常に少なくなっている。（図1-6）

図1-2に示す熊谷観測所（気象庁観測点）において、年最大時間雨量が50mmを超過した年は、昭和7年（1932年）～昭和36年（1961年）の30年間で7年、昭和37年（1962年）～平成3年（1991年）の30年間で8年、平成4年（1992年）～令和3年（2021年）の30年間では11年と増加している。（図1-7）



出典：気象庁の観測データをもとに作成、平成3年（1991年）～令和2年（2020年）

図 1-6 月別平均日最高気温及び降水量（熊谷観測所（気象庁観測点））



出典：気象庁の観測データをもとに作成、昭和7年（1932年）～令和3年（2021年）

図 1-7 年最大時間雨量の経年変化（熊谷観測所（気象庁観測点））

第2項 河川の概要

中川は、その源を埼玉県羽生市に発し、大落古利根川、新方川、元荒川、大場川など多くの河川を合わせて南下し、東京都葛飾区高砂地先で新中川を分派する。さらに、中川七曲りと呼ばれる蛇行区間をへて綾瀬川と合流し、東京都葛飾区上平井地先から荒川と平行して流れ、江戸川区において東京湾に注ぐ。

綾瀬川は、その源を埼玉県桶川市に発し、埼玉県草加市で古綾瀬川、都県境の東京都足立区花畑地先で伝右川と毛長川を合せて、東京都葛飾区上平井地先で中川に合流する。

中川は、江戸時代初期まで利根川や荒川の本流であった。その後、江戸時代初期に行われた利根川の東遷などの事業によって本流は変えられ、流量が減った旧流路は主に用・排水路として使われるようになった。そのように形成された流域のほぼ全域が標高約 20m 以下の低平地であり、中川の河床勾配は全川で概ね約 1/4,000 と緩勾配であるため、大雨が降ると降水は河川から流下されずに流域内に湛水する特性があり、過去から浸水被害が繰り返し発生している。特に、下流部では河川沿いに家屋が連坦するなど、水害リスクが極めて高い。また、昭和 30 年（1955 年）代からの急激な人口増加や工場集積により地下水の利用が増大したため、流域南部で地盤沈下が生じ始めた。沈下地域は中川流域に沿って拡大し、北東部地域まで北上していった。現在では地下水の取水規制が行われ沈静化しつつあるものの、お盆の底のような低平地が形成され、水害リスクが増加した。

そのため、河道改修に加え、放水路による流域外への排水、遊水地など河川対策の他、調整池等の雨水貯留浸透施設や雨水ポンプなどの流域での対策を合わせて総合治水対策を進めている。



図 1-8 江戸時代初期の流況



図 1-9 利根川の東遷、荒川の西遷後の流況

表 1-2 河川管理者等が管理する排水機場一覧

排水機場	管理者	排水先	排水量 (m ³ /s)	管理者	排水量 (m ³ /s)
庄和排水機場	国土交通省	江戸川	200	五霞町	0.5
三郷排水機場	国土交通省	江戸川	200	さいたま市	2.6
八潮排水機場	国土交通省	中川	100	熊谷市	9.0
綾瀬排水機場	国土交通省	荒川	100	川口市	3.0
伝右川排水機場	国土交通省	綾瀬川	15	行田市	4.5
中川上流排水機場	埼玉県	江戸川	50	春日部市	25.1
大場川上流排水機場	埼玉県	江戸川	40	羽生市	1.6
大場川下流排水機場	埼玉県	江戸川	35	草加市	16.6
圀川排水機場	埼玉県	中川	40	越谷市	24.7
神明排水機場	埼玉県	綾瀬川	20	久喜市	8.2
古綾瀬川排水機場	埼玉県	綾瀬川	10	八潮市	13.2
辰井川排水機場	埼玉県	毛長川	10	三郷市	22.8
毛長川排水機場	埼玉県	新芝川	25	蓮田市	2.4
新川排水機場	東京都	中川	5.2	幸手市	12.1
糠田排水機場	水資源機構	荒川	50	吉川市	12.8
				白岡市	0.4
				伊奈町	1.0
				宮代町	0.4
				杉戸町	1.5
				松伏町	1.4
				葛飾区	0.9

令和3年3月時点

第3項 下水道の概要

下水道については、都市化の進展に伴う公共用水域の水質汚濁の防止と快適な生活環境の確保を目的に、戦前から東京都において公共下水道の整備に着手して以降、流域内の全市区町において公共下水道事業を実施している。

中川・綾瀬川流域においては、多くが分流式下水道が採用されているが、古くから整備された江戸川区、葛飾区の一部、足立区の一部や旧市街地等、中川・綾瀬川流域の一部では、雨水と汚水を一緒に処理する合流式下水道が採用されている。

また、雨水整備事業については、浸水被害軽減を図るため、雨水幹線、貯留管及びポンプ場の雨水排水施設整備等による浸水対策に取り組んでいる。

一方で、中川・綾瀬川における内水による床上・床下浸水被害は数年に一度発生しており、特に近年では平成 27 年（2015 年）9 月関東・東北豪雨、令和元年（2019 年）東日本台風、令和 5 年（2023 年）6 月台風第 2 号による大雨の際に複数の市町において大きな被害があった。これらの浸水実績を鑑み、浸水対策に関して下水道法に基づく事業計画等に定める予定処理区域を持つ地方公共団体については、河川事業等と連携しながら事業計画に基づき雨水排水施設整備を進めている。気候変動による将来の降雨量の増加を考慮し、将来的な下水道施設の配置計画を見据え、事前防災の考え方に基づいた整備を検討する必要がある。

表 1-3 全体計画における一級河川へ排水する雨水ポンプ排水量

自治体	排水量 (m³/s)
東京都	466.0
熊谷市	6.8
行田市	16.6
春日部市	22.9
鴻巣市	1.9
草加市	14.8
越谷市	39.5
久喜市	16.2
八潮市	13.9
吉川市	14.8
白岡市	4.3
宮代町	0.2
松伏町	0.8
合計	618.7

令和3年3月時点

表 1-4 下水道計画貯留施設一覧

自治体	容量 (万m³)
五霞町	約 2.1
さいたま市	約 0.4
川口市	約 0.4
鴻巣市	約21.1
越谷市	約 6.0
桶川市	約 0.5
久喜市	約 6.6
吉川市	約13.5
白岡市	約10.9
宮代町	約 3.3
合計	約64.8

令和3年3月時点

第2節 過去の浸水被害の状況

昭和 33 年（1958 年）9 月の狩野川台風では床上・床下浸水あわせて 41,544 戸が浸水するという甚大な被害が発生した。また、昭和 36 年（1961 年）6 月洪水、昭和 41 年（1966 年）6 月洪水等、過去幾度も甚大な浸水被害を受けてきた。さらに、昭和 50 年（1975 年）以降、平成に入った後も、綾瀬川の下流部を中心に大規模な浸水被害が発生している。近年においても、平成 27 年（2015 年）9 月関東・東北豪雨や令和元年（2019 年）東日本台風、令和 5 年（2023 年）6 月台風第 2 号等により主に内水による被害が発生するなど、浸水被害が頻発している。

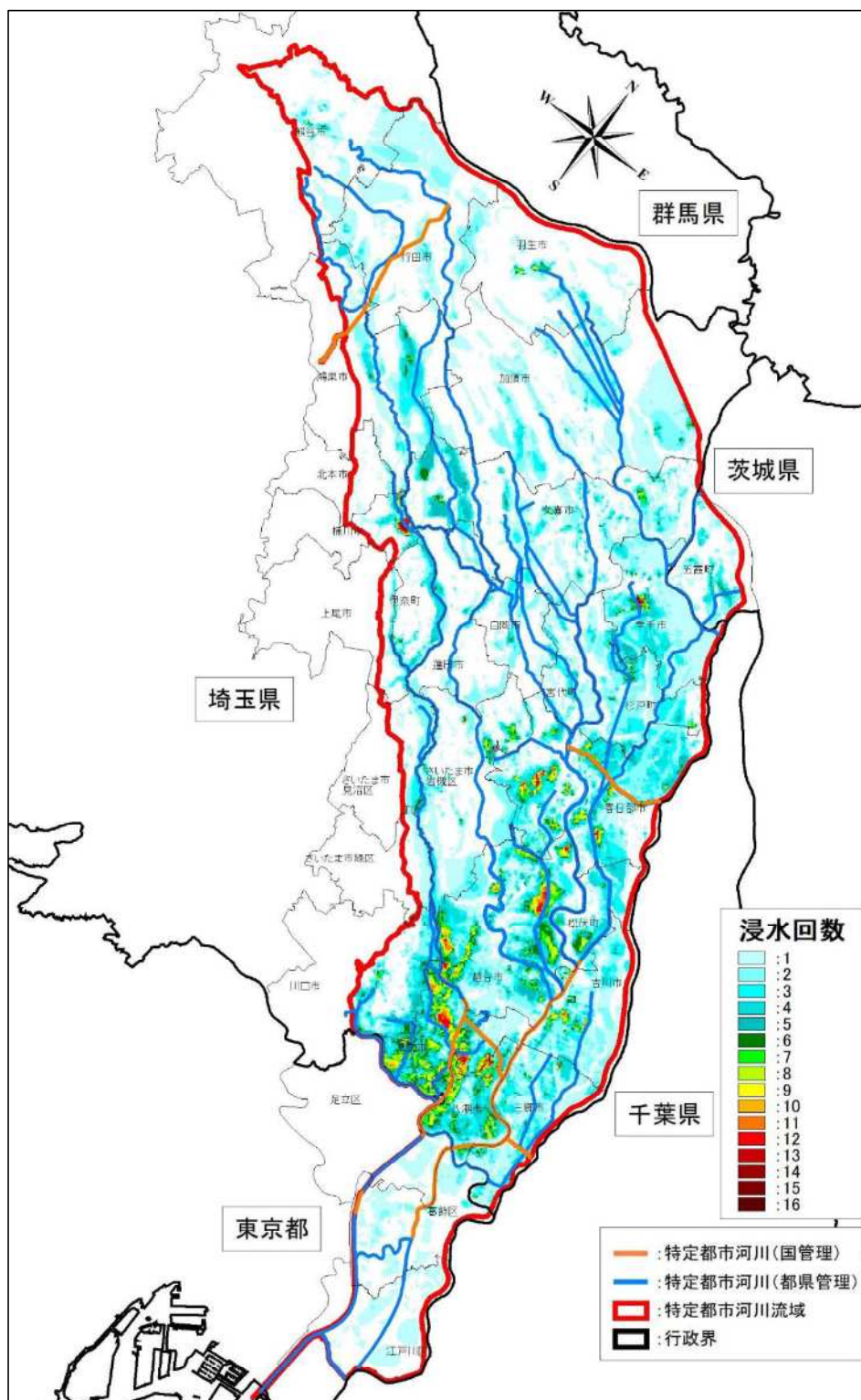
表 1-5 過去の主要洪水の概要

洪水発生年	原因	被害状況
昭和33年 9月	狩野川台風	床下浸水 29,981戸、床上浸水 11,563戸 農地宅地その他 27,840 ha
昭和36年 6月	台風第 6号	床下浸水及び床上浸水 不明 農地宅地その他 20,350 ha
昭和41年 6月	台風第 4号	床下浸水 26,052戸、床上浸水 不明 農地宅地その他 44,973 ha
昭和54年10月	台風第20号	床下浸水 8,349戸、床上浸水 1,168戸 農地宅地その他 524 ha
昭和56年10月	台風第24号	床下浸水 30,021戸、床上浸水 3,797戸 農地宅地その他 2,354 ha
昭和57年 9月	台風第18号	床下浸水 22,728戸、床上浸水 6,729戸 農地宅地その他 5,076 ha
昭和61年 8月	台風第10号	床下浸水 12,256戸、床上浸水 4,618戸 農地宅地その他 2,116 ha
平成 3年 9月	台風第18号	床下浸水 13,774戸、床上浸水 4,172戸 農地宅地その他 2,493 ha
平成 5年 8月	台風第11号	床下浸水 11,684戸、床上浸水 2,496戸 農地宅地その他 不明
平成 8年 9月	台風第17号	床下浸水 2,731戸、床上浸水 162戸 農地宅地その他 1,111 ha
平成11年 8月	熱帯低気圧	床下浸水 653戸、床上浸水 53戸 農地宅地その他 154 ha
平成12年 7月	台風第 3号	床下浸水 971戸、床上浸水 109戸 農地宅地その他 195 ha
平成16年10月	台風第22号	床下浸水 756戸、床上浸水 111戸 農地宅地その他 416 ha
平成20年 8月	集中豪雨	床下浸水 1,892戸、床上浸水 154戸 農地宅地その他 150 ha
平成21年10月	台風第18号	床下浸水 557戸、床上浸水 85戸 農地宅地その他 38 ha
平成25年10月	台風第26号	床下浸水 1,380戸、床上浸水 349戸 農地宅地その他 47 ha
平成27年 9月	平成27年9月 関東・東北豪雨	床下浸水 3,960戸、床上浸水 877戸 農地宅地その他 1,040 ha
平成29年10月	台風第21号	床下浸水 170戸、床上浸水 13戸 農地宅地その他 27 ha
令和元年10月	令和元年東日本台風	床下浸水 800戸、床上浸水 167戸 農地宅地その他 76 ha
令和 5年 6月	台風第 2号	床下浸水 3,146戸、床上浸水 758戸 農地宅地その他 590 ha

※ 昭和 36 年洪水までは、「中川・綾瀬川流域整備計画（昭和 58 年 8 月）」、昭和 41 年から令和元年洪水は、「水害統計」（建設省河川局及び国土交通省水管理・国土保全局）、令和 5 年洪水は、江戸川河川事務所及び埼玉県調べをもとに作成



図 1-11 過去の主要洪水被害写真



【対象洪水 (27 洪水)】

S33.9 洪水、S57.9 洪水、S60.7 洪水、S61.8 洪水、H3.9 洪水、H5.8 洪水、H8.9 洪水
H10.8 洪水、H10.9 洪水、H11.8 洪水、H12.7 洪水、H13.10 洪水、H14.7 洪水、H16.10.9 洪水
H16.10.20 洪水、H18.12 洪水、H19.9 洪水、H20.8 洪水、H21.8 洪水、H21.10 洪水
H25.10 洪水、H26.6 洪水、H26.10 洪水、H27.9 洪水、H28.8 洪水、R1.10 洪水、R5.6 洪水

図 1-12 中川・綾瀬川流域浸水実績図 (浸水回数)

第3節 総合治水対策の概要

第1項 総合治水対策の沿革

中川・綾瀬川流域では都市化の著しい進展に伴い、流域が有していた保水・遊水機能が失われ、洪水流出量の増大やそれまで安全であった地域での浸水の発生など、治水対策上多くの問題が生じ、従来どおりの治水施設の整備だけでは、早急に洪水被害を軽減させることが困難な状況になっていた。そこで、総合的な治水対策を推進する観点から、昭和 55 年（1980 年）に総合治水対策特定河川に指定され、昭和 58 年（1983 年）に流域内の関係機関の合意に基づき年超過確率 1/10 程度の降雨を対象とした中川・綾瀬川流域整備計画（以下、「流域整備計画」という。）を策定した。

平成 12 年（2000 年）には、その後の保水・遊水機能保全対策の遅れ、遊水地域での盛土の進行、低地地域のポンプ整備による雨水流出量の増大等の様々な問題に対応すべく、流域一体となった総合治水対策の枠組みを継続し進めていく長期方針と、暫定計画として概ね 10 年後の想定市街化率を 51%として流域整備計画を改定した。暫定計画は、宅地の無湛水および、農地の無被害湛水※を目標とし、河川、流域、ソフト対策により浸水被害の軽減、防止を図るため、国、都県、市区町がそれぞれの役割に基づき、対策を実施することとした。河川対策には、河道改修及び放水路等の整備が位置付けられており、流下能力向上と流域外への排水により治水安全度の向上を図ってきた。流域対策には、行政による校庭貯留等の既開発地対策、新規開発に対する対策基準の設定、盛土の抑制・指導等が位置づけられ、対策の実施及び指導等を行ってきた。

※ 流域整備計画、流域水害対策計画では、農林水産省〔土地改良事業計画設計基準及び運用・解説計画「排水」〕を参考に、許容湛水深及び湛水継続時間を土地利用ごとに設定（水田の湛水深 25cm 未満、湛水深 25cm 以上の湛水継続時間 24h 未満、畑の 5cm 未満の湛水）し、「無被害湛水」と呼ぶ。

さらに、本流域は、宅地開発等により急速に市街化が進んだことによる抜本的な治水対策として、様々な部局と連携した整備を進めてきた。

まず、昭和 63 年（1988 年）に創設された新市街地整備と治水対策を一体的に実施する「レイクタウン整備事業」により、全国初の取組として越谷レイクタウン地区が事業採択され、埼玉県と独立行政法人都市再生機構が連携し、市街地整備として越谷レイクタウンを整備するとともに、治水対策として大相模調節池の整備を行った。

また、中川流域では、市街化に伴う流出増や度重なる水災害による被害により、早急な治水安全度の向上が求められている一方で、「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法」（以下、「大都市法」という。）により、10 カ年で大量の住宅及び住宅地の供給と良好な住宅街区の整備を図り、大都市地域の秩序

ある発展に寄与する等の抜本的な施策の達成が強調されていた。これらを踏まえ、首都圏外郭放水路事業は大都市法に基づく主要プロジェクトとして位置づけられ、事業の積極的な推進が図られた。本事業は、平成 5 年（1993 年）に工事に着手し、平成 18 年（2006 年）に大落古利根川から江戸川までの通水が可能となった。

同時期の綾瀬川では、昭和 54 年（1979 年）10 月洪水、昭和 56 年（1981 年）10 月洪水、昭和 61 年（1986 年）8 月洪水による災害に対し、激甚災害対策特別緊急事業（以下、「激特事業」という。）が採択され、河道改修や排水機場の建設等を行った。さらに、平成 3 年（1991 年）9 月洪水による被害が甚大であったことから、綾瀬川流域としては 4 度目の激特事業が採択され、堀切菖蒲水門や綾瀬排水機場のポンプの増設が進められた。

4 度の激特事業採択を経て緊急措置的な河川改修が行われてきたが、浸水被害が解消されず、抜本的な治水対策として綾瀬川放水路の整備が行われた。このころ、流域内では東京外かく環状道路（以下、「外環道路」という。）の建設が計画されており、排気ガスや騒音等への懸念から住民の反対を受けていたが、綾瀬川放水路は道路部局との連携のもと外環道路と一体的かつ効率的に整備され、綾瀬川流域の浸水被害が減少した。さらに、外環道路と隣接住宅地との緩衝帯としての役割も担うとともに、平時には中川から綾瀬川へ通水することで、綾瀬川の水質向上にも寄与した。

また、利根川から荒川へ都市用水の安定的な供給を確保するため、水資源開発公団（現在の独立行政法人水資源機構）により昭和 42 年（1967 年）に武蔵水路が整備された。整備当初、武蔵水路は事業の実施から管理までを水資源開発公団法（現在の独立行政法人水資源機構法）に基づく利水の用に供される施設であることから、河川法に基づく河川指定がなされなかった。その後、平成 20 年（2008 年）に利根川・荒川水系水資源開発基本計画が変更され、武蔵水路の改築に伴い、新たに、中川の支川流域からの内水を取り入れて荒川へ排水する域外排水施設としての内水排除等の目的が追加された。平成 22 年（2010 年）に改築に着工し、平成 28 年（2016 年）に工事が完了するとともに、洪水防御としての機能を有する施設として、一部区間が河川法に基づく一級河川として位置付けられた。なお、その機能の効果が埼玉県及び東京都の一部に及ぶこと等を鑑み、大臣管理区間として指定された。

令和 3 年（2021 年）に、流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」への転換を進めるため、総合治水をさらに進めた「中川・綾瀬川流域治水プロジェクト」を公表した。さらに、令和 6 年（2024 年）3 月には、気候変動の影響により当面の目標としている治水安全度が目減りすることを踏まえ、流域治水の取組を加速化・深化させるため必要な取組を反映し、「中川・綾瀬川流域

治水プロジェクト 2.0」を公表した。

また、令和 6 年（2024 年）4 月には、令和 5 年（2023 年）6 月の台風第 2 号による大雨により、本流域内の埼玉県下流部において甚大な浸水被害が発生したことから、国・埼玉県・関係 6 市 1 町が連携し、内水浸水の軽減にも寄与する取組として「中川・綾瀬川緊急流域治水プロジェクト」を公表した。

表 1-6 総合治水対策の経緯

年度	全国的な動向	中川・綾瀬川の動向		
		主な出水	計画・事業等	施設の整備等
昭和33年		狩野川台風 (S33. 9)		
昭和40年	新河川法制定			
昭和41年		台風第4号 (S41. 6)	工事実施基本計画策定 (S41)	武蔵水路完成 (S41)
昭和51年	建設大臣が河川審議会へ「総合的な治水対策の推進はいかにあるべきか」について諮問			
昭和52年	「総合的な治水対策について」の河川審議会の中間答申			
昭和53年				三郷放水路 100m ³ /s暫定完成 (S53)
昭和54年	都市計画中央審議会の答申	台風第20号 (S54. 10)	中川・綾瀬川流域総合治水懇談会 中川・綾瀬川流域総合治水協議会発足 綾瀬川・伝右川激特採択	綾瀬川放水路建設事業に着手 (S54. 4～)
昭和55年	「総合的な治水対策の推進について」建設省事務次官通達	工事実施基本計画改定 (S55. 10)		
昭和56年		台風第24号 (S56. 10)	中川・綾瀬川流域浸水実績図公表 綾瀬川・伝右川・辰井川激特採択	圀川排水機場 20m ³ /s完成 (S56)
昭和57年		台風第18号 (S57. 9)	綾瀬川・新方川激特採択	大場川下流排水機場 20m ³ /s完成 (S57)
昭和58年			流域整備計画策定	
昭和59年			特定河川流域総合整備事業着手 (S59. 4～)	神明排水機場 10m ³ /s完成 (S59) 綾瀬排水機場 50m ³ /s暫定完成 (S59. 3)
昭和60年				伝右川下流排水機場 10m ³ /s完成 (S60)
昭和61年		台風第10号 (S61. 8)	綾瀬川・新方川激特採択 (S61. 8)	毛長川放水路 15m ³ /s通水 (S61)
昭和63年	新たな総合治水対策に関する河川審議会の提言	浸水予想区域図の公表		
平成 3年		台風第18号 (H3. 9)	綾瀬川・辰井川激特採択	
平成 4年				綾瀬川放水路北一条通水 (H4) 綾瀬川放水路 25m ³ /s通水 (H4)
平成 5年			工事実施基本計画改定 (H5. 4)	綾瀬川放水路 50m ³ /s (H5) 三郷放水路 150m ³ /s (H5)
平成 6年				綾瀬排水機場 100m ³ /s完成 (H6)
平成 7年				三郷放水路 200m ³ /s完成 (H7)
平成 8年				綾瀬川放水路南一条通水 (H8)
平成 9年	河川法改正			堀切菖蒲水門完成 (H9)
平成10年				八潮排水機場 100m ³ /s完成 (H10)
平成11年				幸手放水路拡幅・ 中川上流排水機場 50m ³ /s完成 (H11)
平成12年			流域整備計画改定	
平成14年				外郭放水路部分通水開始 (H14)
平成15年	特定都市河川浸水被害対策法			
平成18年			利根川水系河川整備基本方針策定 利根川水系中川・綾瀬川圏域河川整備計画 (東京都管理区間) 策定 (当初) 利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画 (県管理区間) 策定 (当初)	外郭放水路完全通水開始 (H18)
平成27年		台風第18号 (H27. 9)		武蔵水路改築完了 (H27)
平成28年			利根川水系中川・綾瀬川圏域河川整備計画 (東京都管理区間) 変更	武蔵水路一級河川指定 (H28)
令和元年		台風第19号 (R1. 10)	利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画 (県管理区間) 変更	
令和 3年	特定都市河川浸水被害対策法改正		利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画 (県管理区間) 変更	大場川下流排水機場15m ³ /s増強 (R3)
令和 4年			利根川水系中川・綾瀬川圏域河川整備計画 (東京都管理区間) 変更	
令和 5年		台風第2号 (R5. 6)	利根川水系中川・綾瀬川河川整備計画 【大臣管理区間】策定	
令和 6年			特定都市河川及び流域に指定 中川・綾瀬川緊急流域治水プロジェクト 利根川水系河川整備基本方針 変更 利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画 (県管理区間) 変更	

第2項 総合治水対策の状況

平成12年（2000年）に改定した流域整備計画における湛水分担を、図1-13に示す。ここでは、2,150万 m^3 の農地等における無被害湛水を考慮するとともに、雨水貯留浸透施設による流域対策量800万 m^3 、河道・遊水地・放水路等による河川分担量は14,950万 m^3 と定めている。この分担に基づきこれまで整備を進めてきたが、未だ目標達成に至らず被害が生じている。また、流域の市街化率が当時の想定（市街化率51%）を上回る状況であり、流域からの流出量が増加している。

1) 河川分担量

中川の吉川地点で $550\text{m}^3/\text{s}$ 、綾瀬川の谷古宇地点で $40\text{m}^3/\text{s}$ が流下する河道整備を目標とし、洪水調節を目的とした放水路や調節池整備を進めてきた。また、低地市街地を中心に、内水排除ポンプの整備などを行ってきた。

2) 流域分担量

開発等を行う土地に対しては雨水貯留浸透施設、防災調整池といった施設整備等により流出量の増加を抑制するとともに、市街化調整区域の保持などの都市計画との整合、農地等の保全、緑地等の自然地の保全、盛土・残土処分等の抑制など、保水・遊水機能の保全により、流域湛水の確保を行うなど、流域整備計画に基づき流域分担量を2,950万 m^3 と定め、進捗状況を確認しながら実施してきた。

また、河川への内水排水にあたっては、放流先の整備状況に応じた排水施設の運転調整を実施し、流出抑制を行ってきた。

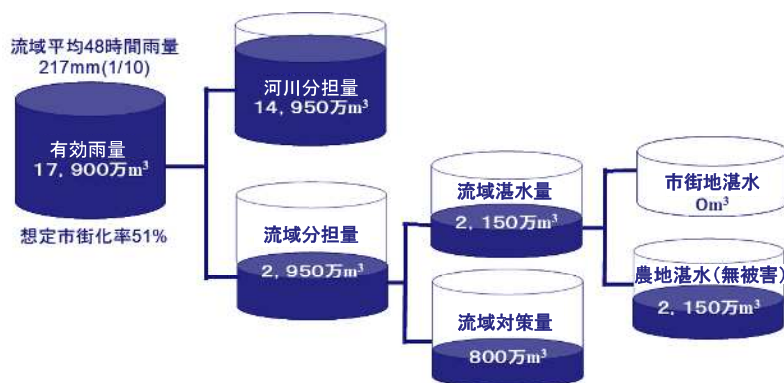


図 1-13 中川・綾瀬川流域におけるこれまでの湛水分担

第4節 現状の課題

中川・綾瀬川流域は、ほぼ全域が標高約 20m 以下の低平地であり、中川の河床勾配は非常に緩いため、大雨が降ると降水は河川を流下せずに流域内に湛水する特性があり、特に内水による浸水被害が多発している。

さらに、近年では、気候変動により短時間降水量は増加傾向にあり、更なる降水量の増加も懸念される。そのため、流域水害対策計画（以下、「本計画」という。）においては、実行性の高い流域対策を新たに位置付けるなど、河川整備とともに流域での対策の加速化が必要不可欠である。

【河川の課題】

中川の大正管理区間の左岸堤防は、計画高水位までの暫定的な堤防高となっている一方で、右岸中上流部の堤防は、蛇行した在来堤（自然堤防）となっており、計画位置での堤防が完成していない。このため、現在も在来堤防よりも川側（堤外地）には民家が多く存在しており、堤防の整備が急がれる。

綾瀬川の大正管理区間では、昭和 54 年（1979 年）の激特事業の採択から本格的に河道改修を進めており、8 割近くの堤防は計画高水位までの高さで整備されているが、計画堤防の高さを満足していない。

中川・綾瀬川に流入する河川については、本川の水位が高くなると自然流下が困難となる等、内水による浸水被害が発生するおそれがあり、中川・綾瀬川流域の治水安全度の向上においては、河道改修と合わせて放水路による域外排水及び調節池等の洪水調節施設による洪水流量の低減、内水浸水の軽減を関係機関と調整を図りながら、並行して整備していく必要がある。

【流域の課題】

流域整備計画に基づく流域対策量の実施状況は、図 1-14 のとおり、計画目標の約 800 万 m^3 に対して、約 9 割の約 730 万 m^3 が整備済みとなっている。

流域整備計画においては、新規開発に伴う雨水貯留浸透施設の整備は 0.05ha 以上の開発を対象としていたが、市街化調整区域等の開発により、流域整備計画の策定時の想定市街化率を上回っていることや、対策量がより大きい 1ha 以上の開発行為が減少するとともに、対策を必要としない 0.05ha 未満の小規模開発の増加、開発に伴い条例等に基づき必要となる雨水流出抑制対策の未実施、また、これらに伴う農地等の保水・遊水機能を有する土地の減少、さらには、市区町の雨水貯留浸透施設整備の取組状況のばらつき等、近年新たな課題が発生している。

現在もなお内水による浸水被害が発生しているなかで、気候変動の影響も踏まえ、これまで実施してきた流域対策のより一層の強化を図るとともに、水害リスクを踏まえた土地の利用、防災まちづくりの推進が必要である。

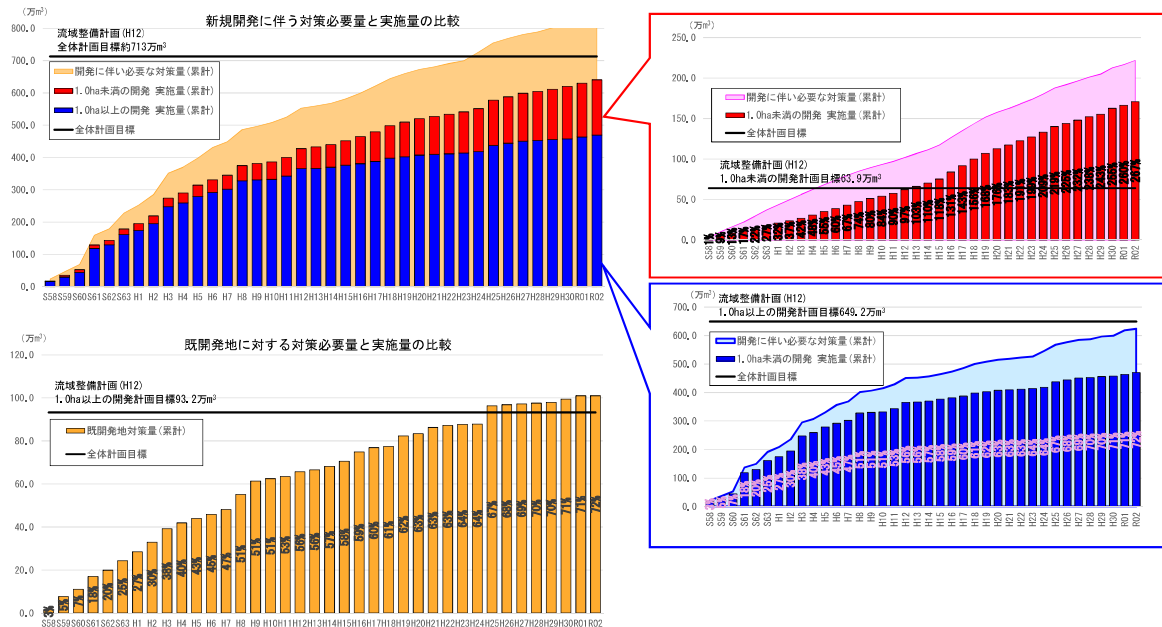


図 1-14 流域対策の進捗状況

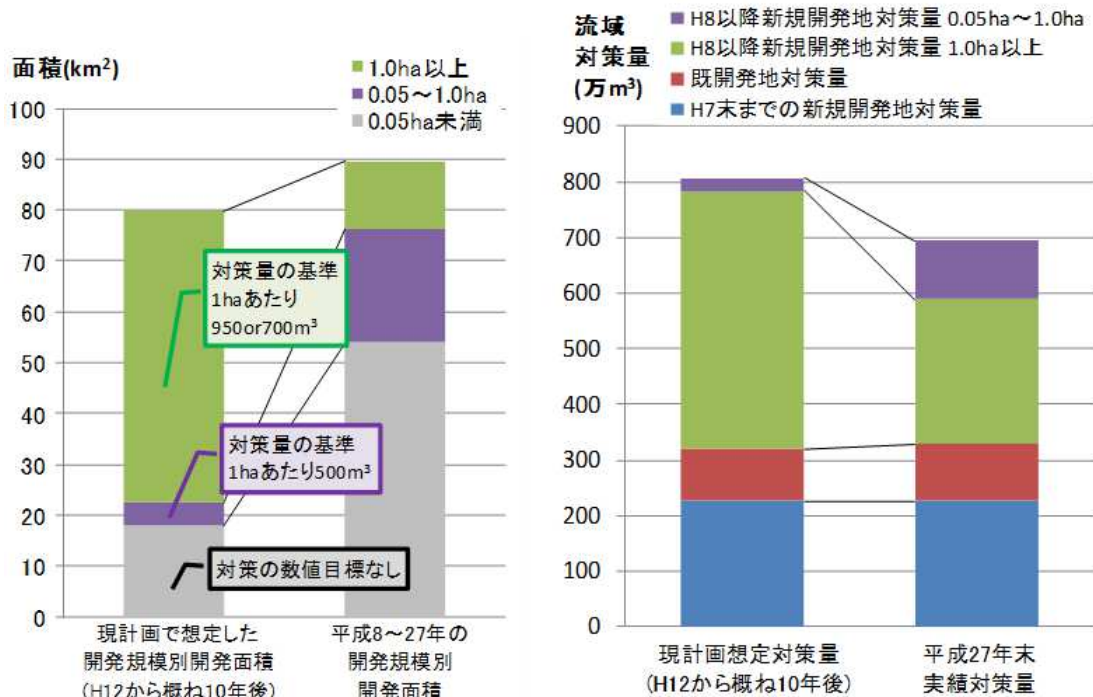


図 1-15 開発規模別開発面積及び流域対策量の流域整備計画の想定と実態

【下水道の課題】

短時間強雨によりたびたび、低い土地での浸水、排水先河川の流下能力不足やポンプ排水能力の不足により内水氾濫が生じている。低平な地形で雨水が貯まりやすいことや多数の河川が合流し流下するため、水位が上昇しやすく河川への雨水排除が困難な状況にあることから、排水先河川の整備状況を踏まえ、排水ポンプ等の整備を進めていく必要がある。

また、雨水貯留施設については、市区町の下水道事業計画に基づき、整備を進めていく必要がある。

第2章 中川・綾瀬川特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針

第1節 基本的な考え方

中川・綾瀬川流域は、流域に山地を持たず、かつての地下水くみ上げによる地盤沈下の影響もあり、低平な地形が広がっている。流域内の降雨は、水路等を伝って河川へ排水されるが、整備された水路網や排水ポンプは十分な断面や排水能力を有していないこともあり、低い土地が広がることと相まって、内水氾濫による浸水被害が頻発している。合わせて、内水排水の受け皿となる河川も整備途上であり、堤防高や流下断面の不足により、外水氾濫が生じてきた。

このため、流域自治体は開発等の雨水流出を増大させるおそれのある行為に対し、昭和 40 年代より調整池の設置等を指導し、昭和 58 年からは流域整備計画において定められた表 2-1 に基づき、都市計画法の開発許可に係る基準等、雨水流出抑制対策を求める法令等による規制により、一定規模の対策を求めてきた。

表 2-1 流域整備計画に定める新規開発に対する対策基準

開発規模	指導主体	対策基準
1.0ha 以上	東京都、埼玉県、茨城県	950m ³ /ha または 700m ³ /ha の流出抑制対策を実施する。
0.05～1.0ha	各市区町村	500m ³ /ha の流出抑制対策を実施する。
0.05ha 未満	各市区町村	各戸貯留等を積極的に推進する。

※ 上記による他、指導主体は各都県の実情に合わせるものとする。

本計画においては、計画対象降雨に対して流域内の被害湛水を解消するため、保水・遊水機能を有する土地における無被害湛水を許容しつつ、内水氾濫に対しては、雨水貯留浸透施設の整備等の流域内で「貯める」対策とともに、河川整備の状況を踏まえた「排水する」対策を推進する。また、外水氾濫を防ぐとともに、河川に排出された雨水を受け入れられるよう河川整備を推進する。

具体的対策として、外水氾濫による流域内の被害湛水を解消するため、河川管理者である国及び都県は、河川整備（堤防整備、河道掘削、調節池、水門、排水機場、放水路等）を推進するとともに、流域内市区町の取組に対して技術的支援を行う。

内水氾濫による流域内の被害湛水を解消するため、都県及び市区町は、下水道や排水ポンプの整備、雨水貯留浸透施設の整備・促進、保水・遊水機能を保全するため貯留機能保全区域の指定等を行うとともに、流域住民の防災意識の啓発・向上等を図る。

開発等による雨水流出の増大に対しては、これまで流域が一体となり取り組んできた対策が減退しないよう取り組むため、今後も各自治体で定める表 2-1 の条例及び技術基準等により、引き続き都市計画法に規定する開発行為等に対し、雨水流出抑制対策を講じる。

なお、特定都市河川浸水被害対策法第 30 条で定める雨水浸透阻害行為との調整については、本計画第 7 章において定める。

なお、整備途上において施設能力や計画を上回る洪水が発生した場合においても、人命、資産、社会経済の被害を可能な限り軽減できるよう、①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧、復興のための対策の 3 つの視点から、流域のあらゆる関係者が協働し、流域一体で総合的かつ多層的な浸水被害対策を推進する。

整備等にあたっては、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進めるグリーンインフラの考えやネイチャーポジティブの観点を踏まえるものとする。洪水氾濫や雨水出水（内水氾濫）による浸水によって生じるごみ対策については、河川及び下水道の管理者、地方公共団体のみならず、河川協力団体や地域住民等とも連携して取り組むものとする。

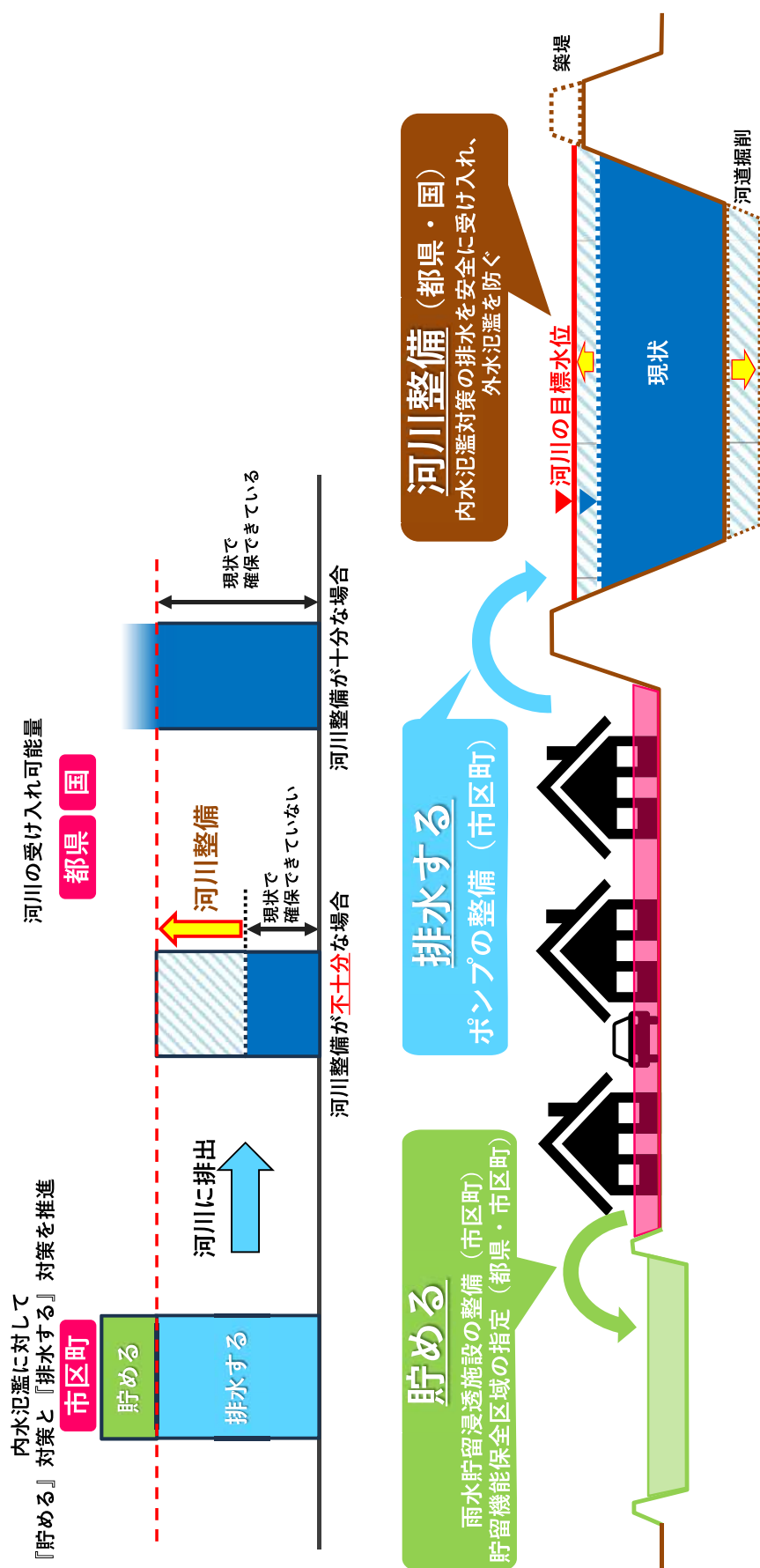


図 2-1 中川・綾瀬川流域における浸水被害対策（イメージ）

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

流域全体で雨水や流水等を貯留する対策や洪水を流下させる対策を充実し、自然環境が有する多様な機能も活かしながら効果的に組み合わせて実施するものとし、主な対策は以下のとおりである。

表 2-2 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

対策内容	具体例
洪水氾濫対策	堤防整備、河道掘削、高潮対策、排水機場の増強、調節池整備 等
内水氾濫対策	排水施設等の整備・増強・更新・自動化・遠隔化、施設の耐水化、逆流防止施設の整備・更新・自動化・遠隔化 等
流域の雨水貯留機能の向上	開発に伴う雨水流出抑制対策の指導・促進、雨水貯留浸透施設（下水道施設を含む）、校庭貯留、貯留機能保全区域の指定、田んぼダム 等



開発に伴う流出抑制対策（松伏調整池）



校庭貯留（羽生市）

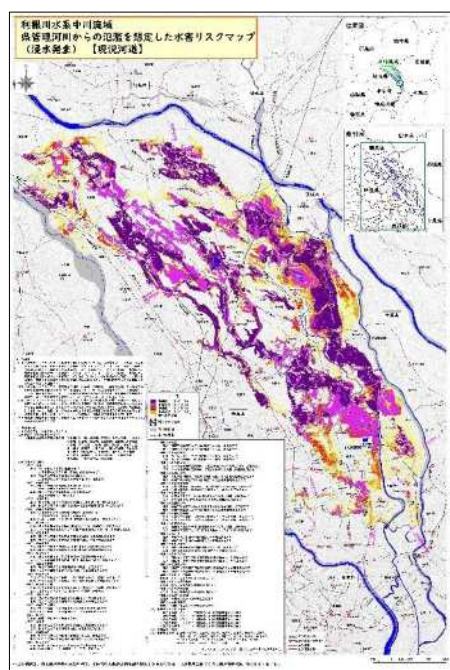
図 2-2 流域の雨水貯留機能の向上

② 被害対象を減少させるための対策

被害の対象を減少させるため、災害リスク情報の充実等により、リスクが高いエリアにおける浸水被害防止区域の指定、宅地の嵩上げや建築物の構造の工夫等の住まい方の工夫を含め、まちづくりを踏まえた浸水軽減対策を講じるものとし、主な対策は以下のとおりである。

表 2-3 被害対象を減少させるための対策

対策内容	具体例
災害リスク情報の充実	災害ハザードエリアにおける開発抑制・移転の促進、水害リスクマップの作成・周知・活用、多段階の浸水リスク情報の充実・周知・活用、浸水被害防止区域の指定、立地適正化計画の策定・見直し及び計画に基づく誘導、開発許可行為の適正な運用 等
まちづくりにおける災害リスク情報の利活用	
災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりの工夫	
市街化調整区域の保持	
都市計画法第 34 条第 11 号等の指定の解除	



水害リスクマップ（埼玉県管理区間）



都市浸水想定（下流部）

図 2-3 災害リスク情報の充実

③ 被害の軽減、早期復旧、復興のための対策

流域全体で「避難体制の強化」、「経済被害の軽減」、「早期復旧・復興」等のための対策を組み合わせ、被害を最小化する。以下の取組を推進するため、水害リスク情報を充実させるものとし、主な対策は以下のとおりである。

表 2-4 被害の軽減、早期復旧、復興のための対策

対策内容	具体例
災害リスク情報の充実	ハザードマップの整備、まるごとまちごとハザードマップの整備、冠水・浸水センサの整備、水位計・小型監視カメラ等の整備、マイ・タイムラインの策定・支援、避難訓練の実施、自治体職員対象の排水ポンプ車運転講習会の実施 等
避難体制等の強化	
関係者と連携した早期復旧・復興の体制強化	



図 2-4 災害リスク情報の充実



図 2-5 関係者と連携した早期復旧・復興の体制強化

第2節 計画期間

計画期間は、河川整備計画（国、県、都）、下水道計画、都市計画の計画期間を考慮したうえで設定するものとする。

河川整備計画については、国管理区間（令和 5 年 11 月策定）、埼玉県（令和 7 年 3 月変更）、東京都（令和 4 年 12 月変更）ともに対象期間を概ね 30 年としている。

下水道計画については、全体計画における将来フレームの想定年次を概ね 20～30 年後の間に設定している。

都市計画については、都県等で策定している都市計画区域マスタープラン、各市区町で策定している市町村マスタープランは、概ね 20 年後の都市の姿を展望した基本的な方向性を示している。

以上を踏まえ、計画対象降雨に対し、流域一体で総合的かつ多層的な浸水被害対策による浸水の解消又は軽減する効果を発現させるために必要な期間として、計画期間は、概ね 30 年とする。

なお、計画期間はこれまでの災害発生状況、現時点の課題や河道状況等を踏まえたものであり、河川及び下水道整備の進捗、河川状況の変化、新たな知見、技術的進歩、まちづくり等の社会経済の変化等に合わせ、必要に応じて見直しを行うものとする。

【河川】		
河川整備計画において、概ね30年と設定		
計画	計画策定	計画期間
国	R5. 11	概ね30年
埼玉県	H18. 4 (R7. 3変更)	概ね30年
東京都	H18. 3 (R4. 12変更)	概ね30年

【下水道】
全体計画における将来フレームの想定年次を概ね20～30年後の間に設定

【都市】
都県等で策定している都市計画区域マスタープラン、各市区町で策定している市町村マスタープランは、概ね20年後の都市の姿を展望した基本的な方向性を提示。

図 2-6 各法定計画における計画期間

第3節 計画区域

計画区域は、中川・綾瀬川の自然流域に中川・綾瀬川流域に流れ込む下水道事業計画区域を含めた中川・綾瀬川特定都市河川流域全体とし、河川対象区間は、中川・綾瀬川をはじめとした 35 河川（国・県・都管理）及び 8 放水路の流域内 1 級河川区間を対象とする。

表 2-5 河川対象区間

河川名	区間	
	上流端	下流端
中 川	左岸：埼玉県羽生市東七丁目 7 番 6 地先 右岸：埼玉県羽生市大字上羽生字向谷 412 番地先	河口
綾瀬川	左岸：埼玉県桶川市大字小針領家字堤内 1457 番 3 地先 右岸：埼玉県桶川市大字小針領家字堤内 1311 番 1 地先	中川への合流点
元荒川	左岸：埼玉県熊谷市佐谷田字八町 3951 番 1 地先 右岸：埼玉県熊谷市久下字熊久 2084 番 2 地先	中川への合流点
大落古利根川	左岸：埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下野字川原 993 番 1 地先 右岸：埼玉県久喜市吉羽字下川原 1177 番 9 地先	中川への合流点
新方川	左岸：埼玉県春日部市増田新田字南 313 番 1 地先 右岸：埼玉県さいたま市岩槻区大字大戸字沼端 506 番地先	中川への合流点
毛長川	左岸：埼玉県川口市大字安行慈林字法印前 33 番地先 右岸：埼玉県川口市大字安行慈林字法印前 5 番の 4 地先	綾瀬川への合流点
辰井川	左岸：埼玉県川口市大字東本郷字宮脇 935 番 4 地先 右岸：埼玉県川口市大字東本郷字宮脇 935 番 2 地先	毛長川への合流点
伝右川	左岸：埼玉県川口市東川口 5 丁目 32 の 7 地先 右岸：埼玉県さいたま市緑区東大門 3 丁目 101 番地先	綾瀬川への合流点
古綾瀬川	左岸：埼玉県越谷市南町三丁目 13 番 3 地先 右岸：埼玉県草加市八幡町字笹塚 1063 番 5 地先	綾瀬川への合流点
深作川	左岸：埼玉県さいたま市見沼区春野三丁目 2590 番 17 地先 右岸：埼玉県さいたま市見沼区春野二丁目 2760 番 2 地先	綾瀬川への合流点
原市沼川	左岸：埼玉県北足立郡伊奈町大字小室字道下 536 番 2 地先 右岸：埼玉県上尾市大字平塚字下 301 番 4 地先	綾瀬川への合流点
大場川	左岸：埼玉県吉川市大字川野字上通 127 番地先 右岸：埼玉県吉川市大字川野字前新田 711 番地先	中川への合流点
第二大場川	左岸：埼玉県吉川市美南三丁目 17 番地先 右岸：埼玉県吉川市美南三丁目 15 番 5 地先	大場川への合流点
圀 川	左岸：埼玉県八潮市大字浮塚綾瀬川分派点 右岸：東京都足立区神明 1 丁目綾瀬川分派点	中川への合流点
星 川	左岸：埼玉県熊谷市上之字清水尻 1064 番 1 地先 右岸：埼玉県熊谷市上之字築場 999 番 8 地先	元荒川への合流点
野通川	左岸：埼玉県行田市大字小針字星川 51 番地先 右岸：埼玉県行田市大字小針字埜通 449 番 1 地先	元荒川への合流点
赤堀川	左岸：埼玉県鴻巣市常光字高野 1625 番 1 地先 右岸：埼玉県北本市朝日一丁目 254 番地先	元荒川への合流点
忍 川	左岸：埼玉県熊谷市銀座四丁目 2235 番 6 地先 右岸：埼玉県熊谷市平戸字八町 2232 番 2 地先	元荒川への合流点
会之堀川	左岸：埼玉県春日部市南五丁目 3765 番 2 地先 右岸：埼玉県春日部市大沼四丁目 135 番地先	新方川への合流点
古隅田川	左岸：埼玉県さいたま市岩槻区東岩槻六丁目 22 番 2 地先 右岸：埼玉県さいたま市岩槻区東岩槻六丁目 6 番地先	大落古利根川への合流点

河川名	区間	
	上流端	下流端
隼人堀川	左岸：埼玉県白岡市柴山字荒田 1340 番 1 地先 右岸：埼玉県白岡市柴山字荒田 1338 番 1 地先	大落古利根川への合流点
庄兵衛堀川	左岸：埼玉県久喜市菖蒲町三箇字沼新田 2833 番 1 地先 右岸：埼玉県久喜市菖蒲町三箇字早川 2783 番地先	隼人堀川への合流点
姫宮落川	左岸：埼玉県久喜市下早見字内谷 1869 番 2 地先 右岸：埼玉県久喜市原字大谷 745 番 4 地先	大落古利根川への合流点
備前堀川	左岸：埼玉県加須市鴻基字三ツ俣 2811 番 1 地先 右岸：埼玉県加須市芋基字北谷 2204 番 1 地先	大落古利根川への合流点
備前前堀川	左岸：埼玉県久喜市所久喜字小ヶ原井 809 番 3 地先 右岸：埼玉県久喜市所久喜字小ヶ原井 809 番 4 地先	大落古利根川への合流点
青毛堀川	左岸：埼玉県加須市下高柳字地原 1856 番 1 地先 右岸：埼玉県加須市下高柳字上小宮 1627 番 1 地先	大落古利根川への合流点
倉松川	左岸：埼玉県幸手市中五丁目 4313 番 2 地先 右岸：埼玉県幸手市中五丁目 4526 番 6 地先	中川への合流点
午の堀川	左岸：埼玉県羽生市大字町屋字八幡 429 番地先 右岸：埼玉県羽生市大字町屋字本村 334 番 1 地先	中川への合流点
手子堀川	左岸：埼玉県羽生市大字下手子林字下新井 3441 番地先 右岸：埼玉県羽生市大字下手子林字下新井 3435 番地先	中川への合流点
新槐堀川	左岸：埼玉県羽生市大字喜右衛門新田字宮前 1781 番地先 右岸：埼玉県羽生市大字喜右衛門新田字北町 1873 番地先	中川への合流点
新中川	中川からの分派点	旧江戸川への合流点
新川	旧江戸川からの分派点	中川への合流点
権現堂川	利根川からの分派点	中川への合流点
五霞落川	左岸：茨城県猿島郡五霞町大字山王字田向 1625 番 4 地先 右岸：茨城県猿島郡五霞町大字山王字田向 1578 番 2 地先	中川への合流点
大島新田川	倉松川からの分派点	倉松川への合流点
首都圏 外郭放水路	大落古利根川からの分派点	江戸川への合流点
毛長川放水路	毛長川からの分派点	新芝川への合流点
綾瀬川放水路	綾瀬川からの分派点	中川への合流点
一の橋放水路	伝右川からの分派点	綾瀬川への合流点
大場川放水路	大場川からの分派点	三郷放水路への合流点
三郷放水路	中川からの分派点	江戸川への合流点
幸手放水路	中川からの分派点	江戸川への合流点
武蔵水路	星川からの分派点	荒川への合流点

第4節 特定都市河川流域において都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨

中川・綾瀬川流域においては、昭和 58 年（1983 年）以降、流域整備計画において流域全体で年超過確率 1/10 規模の降雨（昭和 33 年 9 月型降雨波形）を計画対象降雨として総合治水対策を進めてきた。

また、河川整備計画においては、国管理河川は戦後最大降雨である昭和 33 年 9 月洪水と同規模の降雨、都県管理河川は年超過確率 1/10 規模の降雨を計画対象降雨として整備を進めている。

これらを総合的に勘案し、流域全体で都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨（計画対象降雨）を流域平均雨量 217mm/48 時間（昭和 33 年 9 月型降雨波形）とする。

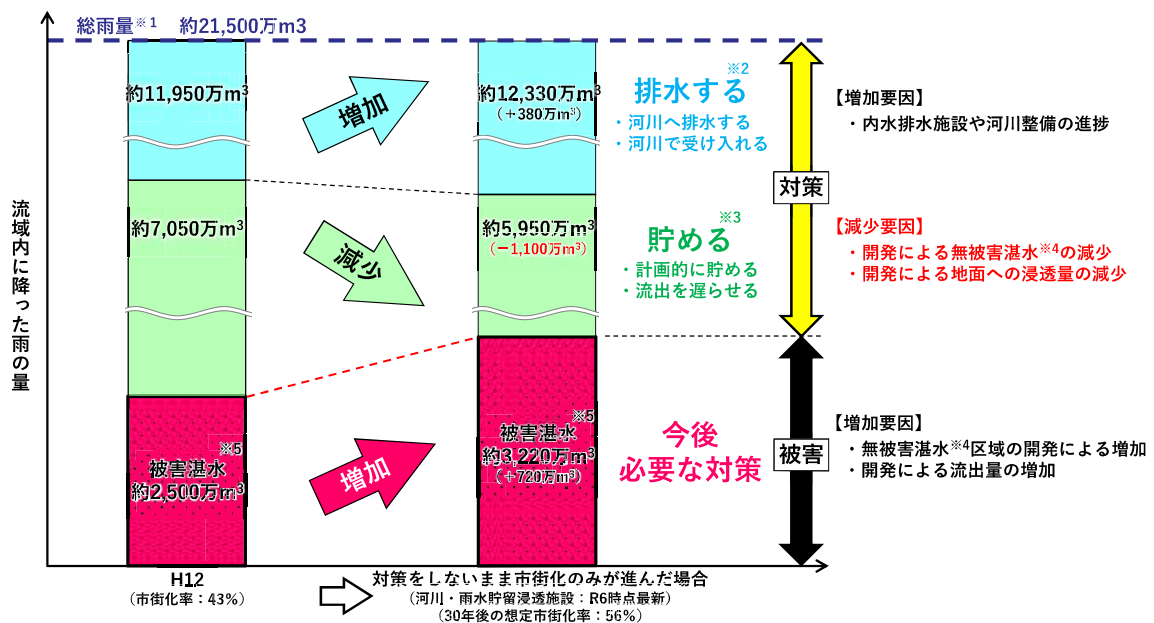
なお、近年の気候変動による水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、計画を上回る洪水が発生した場合においても、人命、資産、社会経済の被害を可能な限り軽減できるよう流域治水対策を推進する。

第5節 流域分担に関する考え方

本流域においては、これまで総合治水対策に基づいた雨水貯留浸透施設の整備等の流域内で「貯める」対策、河川整備の状況を踏まえた排水ポンプ整備等の「排水する」対策を実施してきた。

その一方で、平成12年の改定以降、対策を上回るペースで流域内の市街化の進展に伴う保水・遊水機能を有していた農地等を含む市街化調整区域の開発が進行し、無被害湛水が減少したことや、今後概ね30年間の市街化想定に基づく流出量の増加を踏まえると、流域の被害湛水が増加してしまうことから、更なる対策の推進が必要となっている。

本計画においては、流域における計画期間（概ね30年後）の市街化率を56%と想定し、計画対象降雨が生じた場合に発生する浸水に対し、保水・遊水機能を有する土地における無被害湛水を許容しつつ、被害湛水の解消を図ることを目標とする。



- ※1 計画対象降雨（流域平均雨量 217mm/48 時間（昭和 33 年 9 月型降雨波形））が生じた場合の流域内の雨水の総量
- ※2 「排水する」は、市区町による排水ポンプ等により河川に排出された雨水の合計。（河川の洪水調節施設や下水道整備による処理量を含む。）
- ※3 「貯める」は、雨水貯留浸透施設、無被害湛水、地面への浸透量などの合計
- ※4 「無被害湛水」は、主に農地に残る湛水量（水田の湛水深 25cm 未満もしくは湛水深 25cm 以上の湛水継続時間 24h 未満、畑の湛水深 5cm 未満）
- ※5 「被害湛水」は、宅地湛水（床上・床下）、水田の湛水深 25cm 以上の湛水継続時間 24h 以上、畑の湛水深 5cm 以上の湛水量

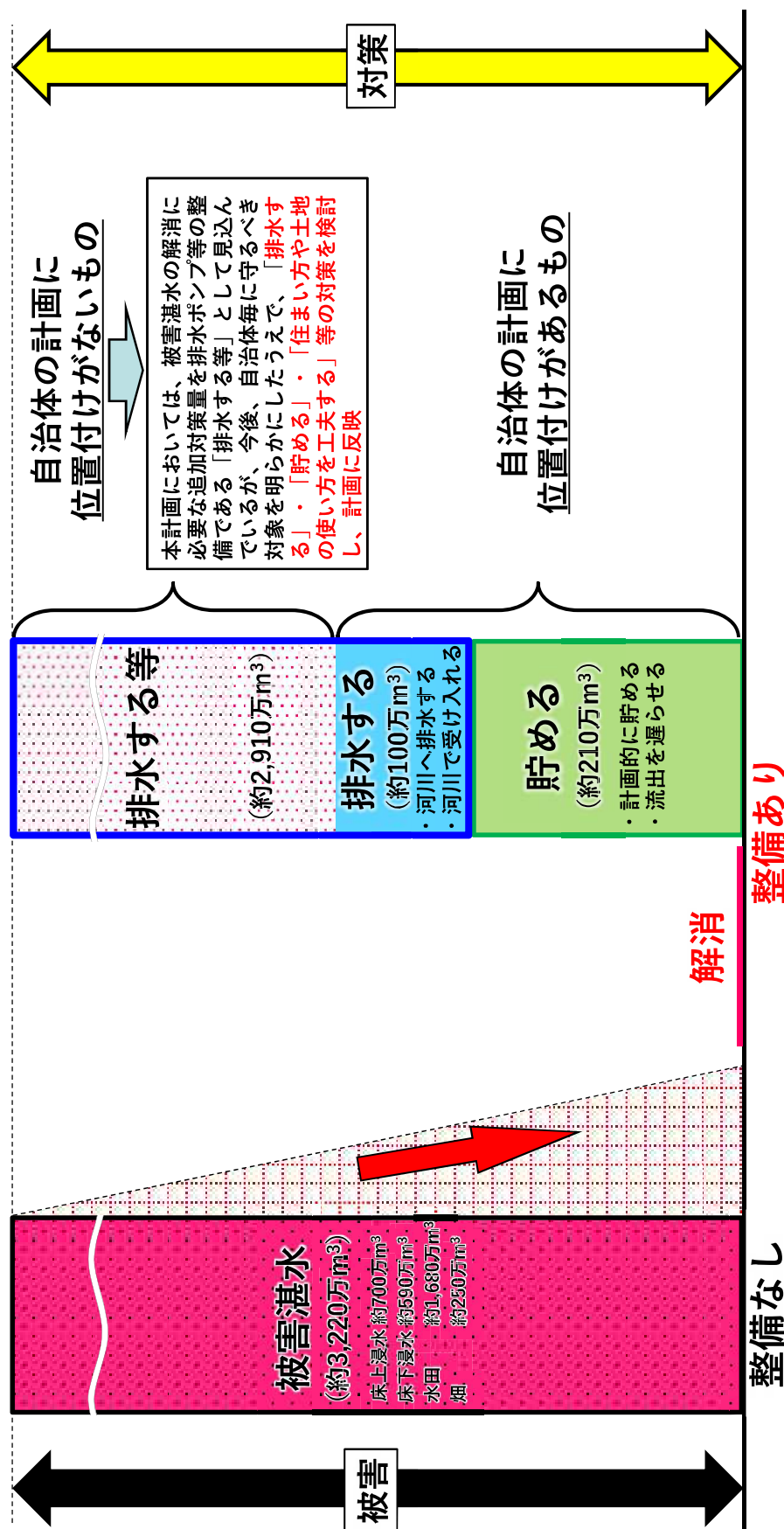
図 2-8 中川・綾瀬川流域における流域分担量の変化

本計画の目標の達成に必要な「排水する等」の対策と「貯める」対策による流域分担計画を図 2-9、2-10 に示す。

流域分担計画においては、全域が低平地であり、洪水時に河川水位が上昇すると湛水しやすい流域の特性を踏まえ、被害湛水の解消に必要な排水ポンプ等の整備を見込んでいる。

今後、被害の解消にあたり、自治体毎に守るべき対象を明らかにしたうえで、それに応じた「排水する」・「貯める」・「住まい方や土地の使い方を工夫する」等の対策を検討し、適宜、流域水害対策計画への反映を行う。

被害湛水を解消するために必要な追加対策量



総雨量 : 計画対象降雨 (流域平均雨量217mm/48時間 (昭和33年9月型降雨波形)) が生じた場合の流域内の雨水の総量
無被害湛水 : 主に農地に残る湛水量 (水田の湛水深25cm未満もしくは湛水深25cm以上の湛水継続時間24h未満、畑の湛水深5cm未満)
被害湛水 : 宅地湛水 (床上・床下)、水田の湛水深25cm以上の湛水継続時間24h以上、畑の湛水深5cm以上の湛水量

図 2-9 被害湛水を解消するために必要な追加対策量

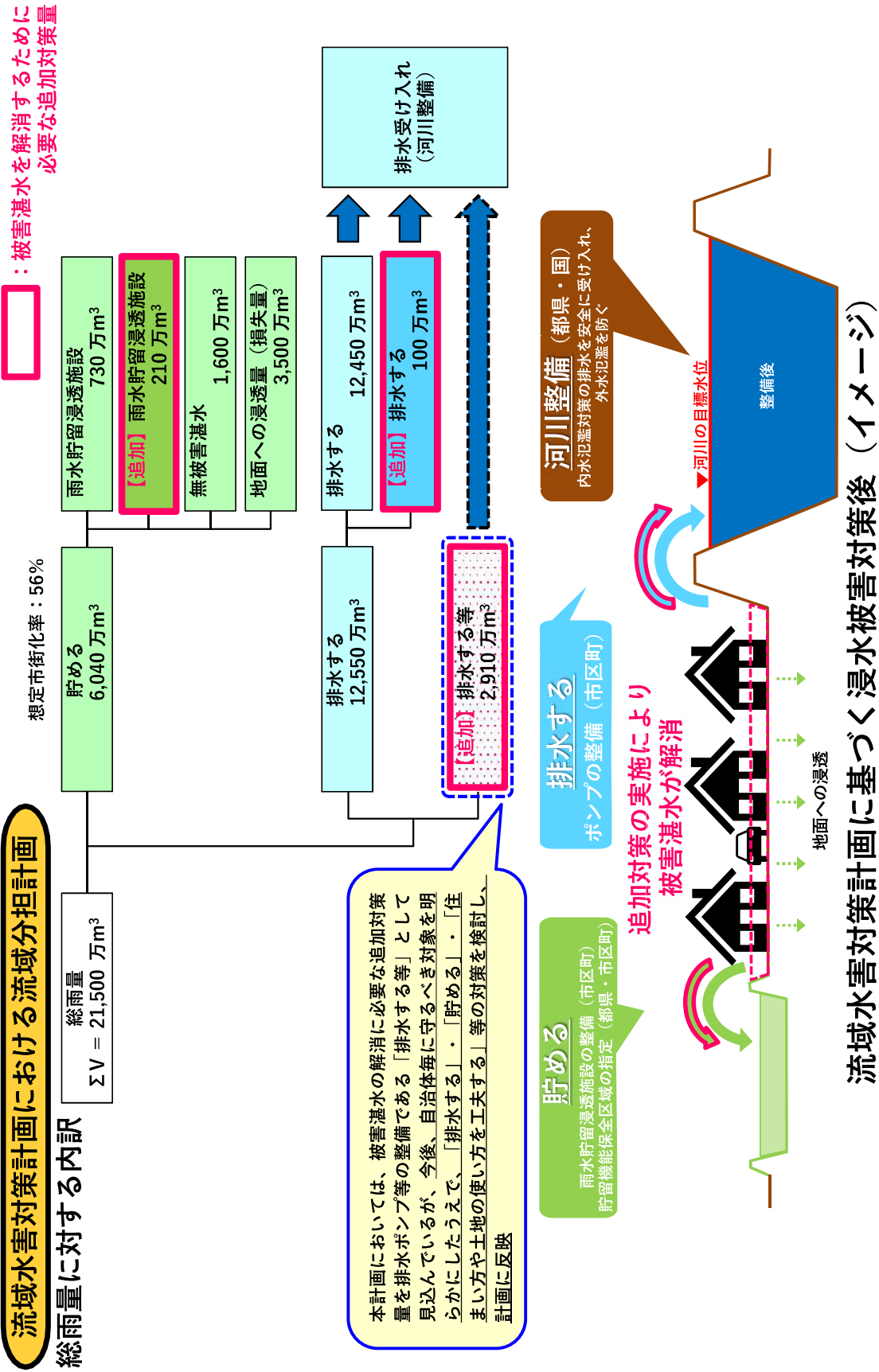


図 2-10 流域水害対策計画における流域分担計画

第3章 都市浸水想定

都市浸水想定として、計画対象降雨（流域平均雨量 217mm/48 時間（昭和 33 年 9 月型降雨波形））が生じた場合に、洪水（外水氾濫）又は雨水出水（内水氾濫）による浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を示す。

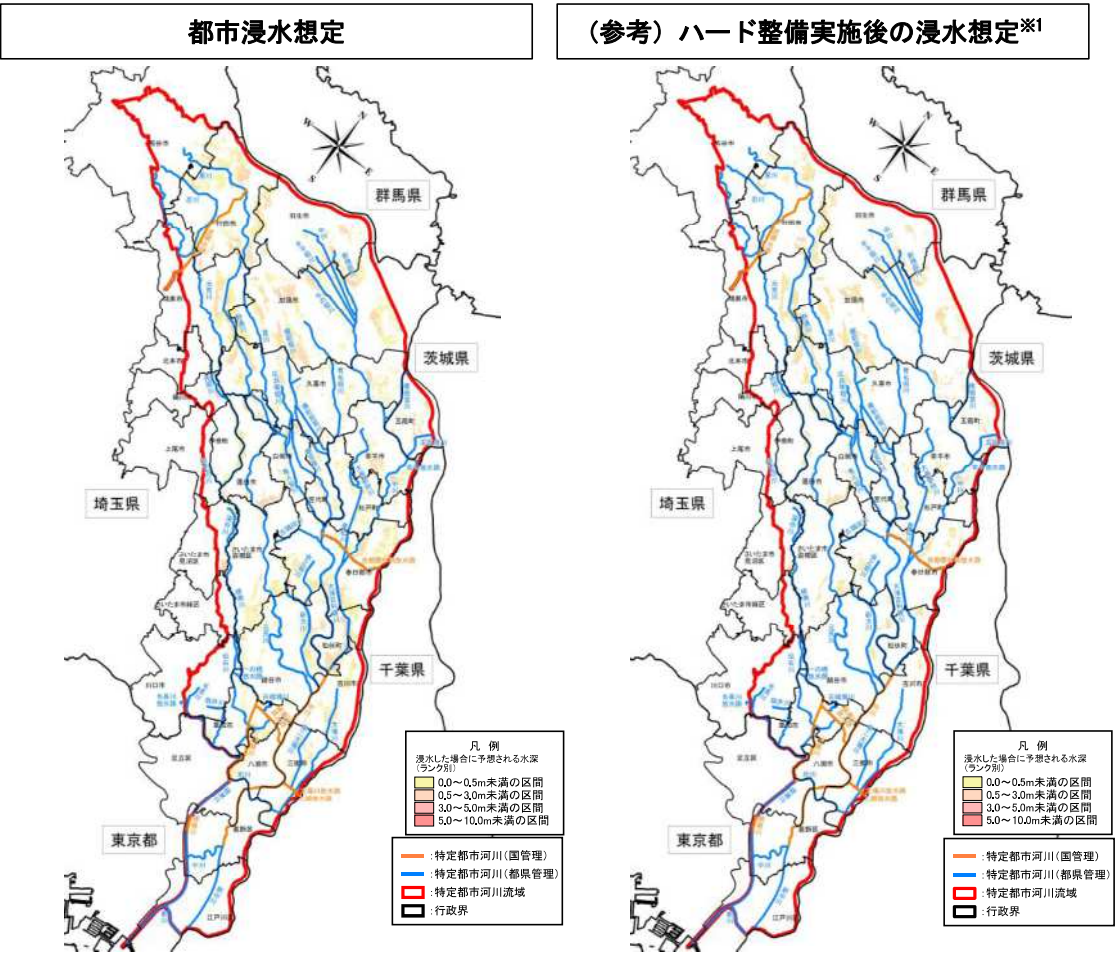


図 3-1 都市浸水想定及びハード整備実施後の浸水想定

表 3-1 都市浸水想定における浸水戸数、浸水面積、計算条件

	都市浸水想定	(参考) ハード整備実施後の浸水想定※1
浸水戸数 (戸) ※2	46,933	0
浸水面積 (ha) ※2	14,627	6,053
計算条件※3	河道・治水施設	河川整備計画完成
	流域対策	現況 (約 730 万 m ³)

※1 流域水害対策計画の流域分担計画に基づいた整備実施後の浸水想定であり、被害湛水の解消に必要な排水ポンプ等の整備を見込んでいるが、今後、自治体等に被害の解消を図るべき対象を明らかにし、「排水する」・「貯める」・「住まい方や土地の使い方を工夫する」等の対策を検討し、計画に反映

※2 浸水戸数及び浸水面積は、シミュレーションにより予測した都市浸水想定区域に基づき算出

※3 築堤区間は HWL 破堤、無堤・掘込区間は越水・溢水。内水による氾濫も考慮。

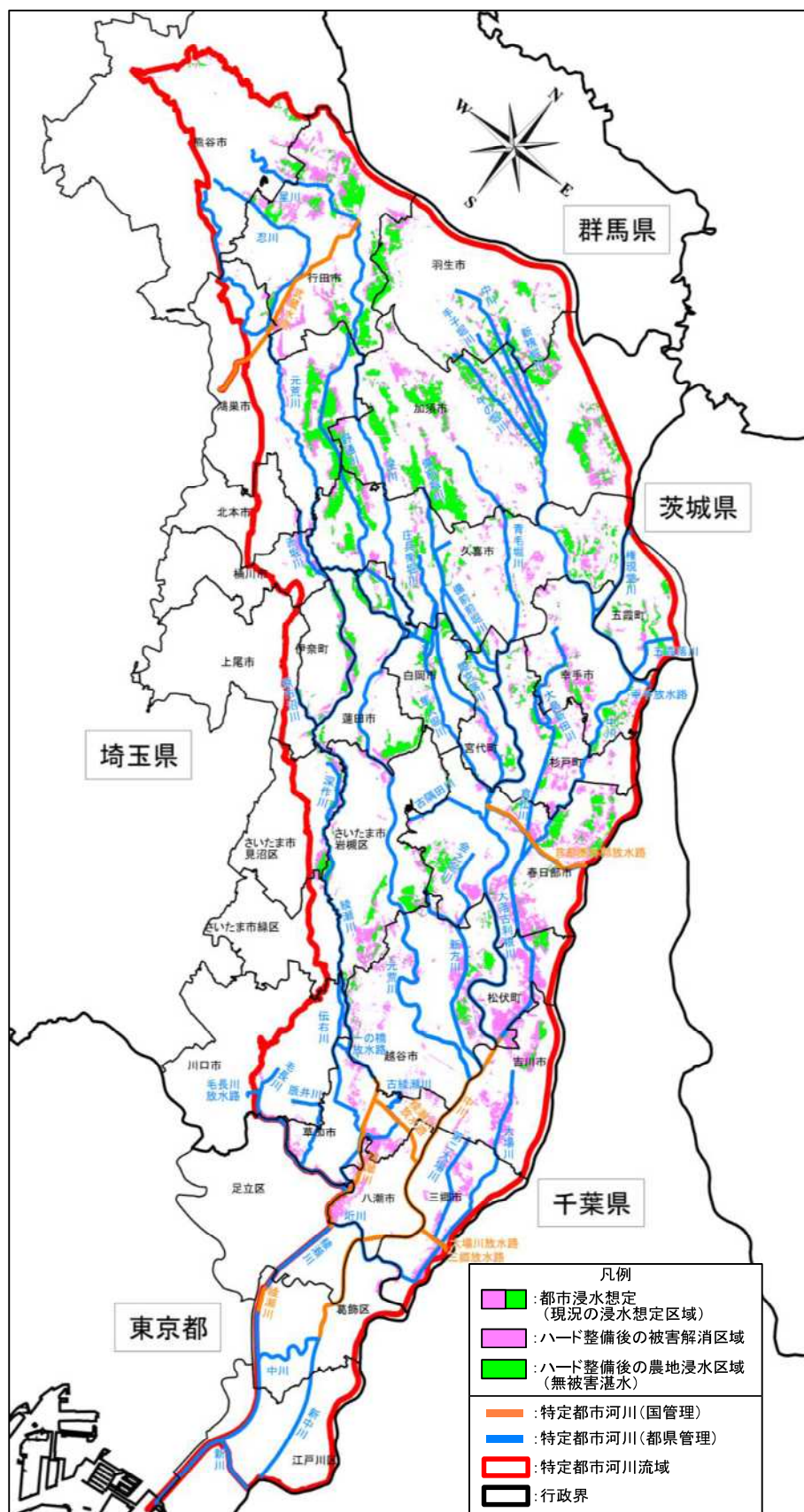


図 3-2 参考：都市浸水想定とハード整備実施後の
浸水想定区域差分図

第4章 特定都市河川の整備に関する事項

計画対象降雨により発生する洪水について、河川整備計画（大臣管理区間及び都県管理区間）に基づく河川整備の実施により、洪水を安全に流下させるとともに、内水による浸水被害の解消・軽減にも寄与する河川整備を着実に実施し、流域の治水安全度を早期に向上させる。

河道及び施設の整備に際しては、動植物の生息、生育、繁殖環境の把握、河川環境への影響の回避・低減を図るとともに、水辺に動植物が生息しやすい木材や石などの自然素材を利用するなど、自然にやさしい水辺づくりを実施するほか、人々が自然とふれあい、共生できる良好な水辺空間の保全・創出を図る。

また、自治体等と連携しながら可能な限り掘削土砂の有効活用や再利用を図っていく。

堰などの河川横断工作物の設置に際しては、魚類等の移動や生息環境を保全・創出した構造とするように努める。また、これらが河川占用者によって新設・改築される場合にも、十分な調整を行っていくものとする。

これらの河川整備にあたっては、流域治水整備事業（国直轄事業）や特定都市河川浸水被害対策推進事業（国庫補助事業）等を活用して事業の加速化を図る。

第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所

第1項 国が行う河川の整備

利根川水系中川・綾瀬川河川整備計画（大臣管理区間）（令和5年11月）及び荒川水系河川整備計画（大臣管理区間）（令和2年9月変更）に基づき、中川及び綾瀬川にて、河川改修、放水路整備等を引き続き推進する。

今後、気候変動の影響や社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて河川整備計画の変更を行うものとする。

1) 洪水を安全に流下させるための対策

① 堤防の整備

堤防が整備されていない区間や、標準的な堤防の断面形状に対して高さや幅が不足している区間について、築堤・嵩上げ・拡幅を行う。

なお、中川の堤防ののり面は、堤体内の浸透への安全性の面で有利なこと、また除草等の維持管理面やのり面の利用面からも緩やかな勾配が望まれていること等を考慮し、緩傾斜の一枚のりを基本とする。綾瀬川は、土地利用状況等に配慮した堤防の構造とする。

表 4-1(1) 堤防の整備に係る施行の場所（中川）

河川名		施行の場所		機能の概要
中川	左岸	東京都葛飾区高砂	13.0k～13.1k 付近	流下能力 向上
		東京都葛飾区新宿	13.5k～13.6k 付近	
		埼玉県八潮市大瀬	19.1k～19.2k 付近	
		埼玉県三郷市戸ヶ崎	19.7k～20.3k 付近	
		埼玉県三郷市栄	21.8k～21.9k 付近	
		埼玉県三郷市谷口	22.3k～22.4k 付近	
		埼玉県三郷市彦成	26.4k～26.5k 付近	
		埼玉県吉川市高久	28.4k～29.5k 付近	
		埼玉県吉川市吉川	31.0k～32.4k 付近	
	右岸	東京都葛飾区青戸	12.5k～12.6k 付近	
		東京都葛飾区亀有	13.0k～13.1k 付近	
		東京都足立区大谷田	15.7k～15.9k 付近	
		東京都足立区大谷田	16.4k～17.1k 付近	
		東京都足立区六木	18.1k～18.5k 付近	
		埼玉県八潮市大瀬	19.1k～19.2k 付近	
		埼玉県八潮市大瀬	19.5k～20.2k 付近	
		埼玉県八潮市大瀬	20.7k～21.0k 付近	
		埼玉県八潮市八條	26.2k～26.3k 付近	
		埼玉県八潮市八條	26.4k～26.6k 付近	
		埼玉県草加市柿木町	27.9k～28.0k 付近	
		埼玉県越谷市東町	30.7k～30.8k 付近	
		埼玉県松伏町下赤岩	33.2k～33.7k 付近	

※ 堤防の整備に伴い改築が必要となる水門・樋門・樋管等については、関係機関と調整の上、施行を行う。

※ 今後の状況の変化等により、必要に応じて本表に示していない場所においても施行することがある。

表 4-1(2) 堤防の整備に係る施行の場所(綾瀬川)

河川名		施行の場所		機能の概要
綾瀬川	左岸	東京都足立区神明～埼玉県八潮市南後谷	8.3k～13.0k 付近	流下能力 向上
		埼玉県草加市稲荷	13.1k～13.8k 付近	
		埼玉県草加市松江	14.0k～14.5k 付近	
		埼玉県草加市松江～埼玉県越谷市蒲生愛宕町	14.6k～16.4k 付近	
		埼玉県越谷市蒲生愛宕町	16.8k～17.2k 付近	
	右岸	東京都足立区南花畑～東京都足立区花畑	8.3k～9.0k 付近	
		東京都足立区花畑～埼玉県草加市手代町	10.6k～13.0k 付近	
		埼玉県草加市手代町～埼玉県草加市神明	13.1k～14.0k 付近	
		埼玉県草加市神明～埼玉県草加市金明町	14.1k～17.1k 付近	

※ 堤防の整備に伴い改築が必要となる水門、樋門・樋管等については、関係機関と調整の上、施行を行う。

※ 今後の状況の変化等により、必要に応じて本表に示していない場所においても施行することがある。

② 河道掘削

洪水を安全に流下させるため必要な箇所等において、河道掘削を行う。

河道掘削等の実施にあたっては、河床変動を考慮し、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出を図るとともに、維持管理しやすい安定した断面形状とする。また、継続的な観測を実施しつつ、その結果を踏まえて必要な掘削等を行うこととし、河道掘削により発生する土砂は、築堤や周辺河川・他事業等への有効活用に努める。

表 4-2 河道掘削等に係る施行の場所

河川名		施行の場所		機能の概要
中川	左岸	東京都葛飾区南水元 ～埼玉県北葛飾郡松伏町下赤岩	16.0k～33.7k 付近	流下能力 向上
	右岸	東京都葛飾区足立区中川 ～埼玉県北葛飾郡松伏町下赤岩	16.0k～33.7k 付近	

※ 今後の状況の変化等により、必要に応じて本表に示していない場所においても施行することがある。

③ 橋梁対策

橋梁の高さが低いこと等により洪水の安全な流下の阻害となっている施設について、橋梁管理者と協議を行い、対策を行う。

表 4-3 橋梁対策に係る施行の場所

河川名		施行の場所		橋梁名
中川	左岸	埼玉県八潮市大瀬	19.0k-140m 付近	潮止橋
	右岸	埼玉県八潮市大瀬	19.0k-140m 付近	
	左岸	埼玉県三郷市上彦名	26.5k-5m 付近	八条橋
	右岸	埼玉県八潮市八條	26.5k-5m 付近	
綾瀬川	左岸	埼玉県八潮市西袋	11.7k+33m 付近	柳之宮橋
	右岸	埼玉県八潮市西袋	11.7k+33m 付近	

※ 今後の状況の変化等により、必要に応じて本表に示していない場所においても施行することがある。

④ 放水路及び排水設備等の整備

洪水を流域外へ排水することを目的として、綾瀬川から中川へ排水を行う既存施設である八潮排水機場の増強、綾瀬川から荒川へ排水を行う既存施設である綾瀬排水機場の増強や、中川から江戸川へ排水する新たな域外排水施設について詳細な調査及び検討を行い、関係機関と調整の上、必要な整備を行う。

なお、整備にあたっては、排水先の河川整備の状況を勘案しつつ適切に実施する。

表 4-4 放水路及び排水設備等の施行の場所

河川名	施行の場所	施設名	機能の概要
放水路	埼玉県吉川市～埼玉県春日部市	放水路、排水機場、水門（新設）	域外排水
綾瀬川放水路	埼玉県八潮市鶴ヶ曽根	八潮排水機場（増設）	
綾瀬川	東京都葛飾区小菅	綾瀬排水機場（増設）	

2) 浸透・侵食対策

堤防の浸透対策としては、これまで実施してきた点検結果を踏まえ、背後地の資産状況等を勘案し、堤防の整備と併せて堤防強化対策を行う。

また、堤防や河岸の侵食対策としては、必要な高水敷幅が確保されていない箇所、水衝部における河岸の局所洗掘が発生する箇所において、状況を監視し、必要に応じて高水敷造成や護岸整備等の対策を行う。

表 4-5 堤防の浸透対策に係る施行の場所

河川名		施行の場所		機能の概要
中川	左岸	埼玉県三郷市戸ヶ崎	19.7k～20.3k	浸透対策
	右岸	東京都足立区六木	18.2k～18.6k	パイピング対策

3) 超過洪水対策

洪水時の河川水位を下げる対策を治水対策の大原則としつつ、氾濫リスクが高いにも関わらず、その事象が当面解消困難な区間であって、河川堤防が決壊した場合に甚大な被害が発生するおそれがある区間において、避難のための時間を確保する、浸水面積を減少させるなどにより被害をできるだけ軽減することを目的に、河川堤防を越水した場合であっても、決壊しにくく、堤防が決壊するまでの時間を少しでも長くするなどの減災効果を発揮する粘り強い河川堤

防等を検討するとともに、既存施設の有効活用や、地域毎の水害リスクを考慮したまちづくりのための関係機関に対する必要な支援を行う。

4) 地震対策

地震動や液状化の影響により、水門・樋門等の倒壊や、堤防の沈下・崩壊・ひび割れ等、河川管理施設が被災するだけでなく、地震後の洪水及び津波により、河川の水位が上昇し、浸水被害が発生するおそれがある。

このため、耐震性能の照査等を行い、必要に応じて耐震・液状化対策を実施する。

表 4-6 地震・津波遡上対策に係る施行の場所

河川名		施行の場所		施設名	機能の概要
中川	左岸	埼玉県三郷市栄	21.7k 付近	三郷水門	耐震対策
綾瀬川	左岸	埼玉県草加市八幡町	15.8k 付近	草加北水門	
綾瀬川	左岸	埼玉県草加市八幡町	15.8k 付近	草加南水門	
綾瀬川	左岸	埼玉県草加市八幡町 ～埼玉県八潮市鶴ヶ曽根	15.8k 付近	綾瀬川放水路	

※ 今後の状況の変化等により、必要に応じて本表に示していない場所においても施行することがある。

5) 内水対策

内水による浸水が発生する地区の河川は、内水被害の発生要因等について調査を行い、関係機関と調整した上で、必要に応じて内水被害の軽減対策を実施する。

6) 支川合流点処理

中川と新方川の合流部について、内水氾濫を抑制するための検討や、関係機関との調整を行い、必要な対策を実施する。

表 4-7 支川合流点対策の施行の場所

河川名		施行の場所		機能の概要
中川	右岸	埼玉県越谷市中島、埼玉県吉川市須賀 (新方川合流点)	31.7k 付近	合流点対策

第2項 茨城県が行う河川の整備

今後、中川・綾瀬川圏域河川整備計画（茨城県管理区間）を策定し、各河川にて河川改修等を推進していく。

第3項 埼玉県が行う河川の整備

利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（県管理区間）（令和 7 年 3 月変更）に基づき、各河川にて、河川改修、調節池整備等を引き続き推進する。

表 4-8 河川整備計画に基づく整備の実施箇所（埼玉県管理区間）

対象河川	河川工事の場所	延長 (km)	河川工事の内容
中川	県管理区間下流端（33.70km） ～宇和田公園橋上流（56.17km）	22.47	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸
	幸手市上吉羽地先（58.74km） ～昭和橋上流（62.46km）	3.72	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸
	東北新幹線高架橋下流（63.37km） ～上流端（80.80km）	17.43	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸、 調節池（1箇所）
	小計	43.62	
綾瀬川	巖橋下流（23.25km） ～上流端（47.97km）	24.72	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸、 調節池（8箇所）
毛長川	綾瀬川合流点（0.00km） ～毛長川調節池越流堤下流（8.23km）	8.23	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸
	赤井橋（8.62km） ～上流端（9.73km）	1.11	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸
	小計	9.34	
辰井川	峯辰井橋上流（3.90km） ～上流端（5.40km）	1.50	河道拡幅、河床掘削、護岸、 調節池（1箇所）
伝右川	草加六丁目橋下流（3.78km） ～草加六丁目橋（3.88km）	0.10	築堤、河床掘削、護岸、 排水機場増強
	草加市新栄町地先私道人道橋下流（8.37km） ～草加市新栄町地先私道人道橋下流（8.43km）	0.06	築堤、河床掘削、護岸
	伝右橋上流（9.10km） ～伝右橋上流（9.15km）	0.05	築堤、河床掘削、護岸
	小計	0.21	
古綾瀬川	綾瀬川合流点（0.00km） ～草加市松江町地先（0.60km）	0.60	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸、 排水機場
	松江新橋下流（0.80km） ～松江新橋上流（0.90km）	0.10	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸
	弁天橋下流（1.40km） ～弁天橋上流（1.50km）	0.10	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸
	越戸橋下流（2.08km） ～綾瀬川放水路伏越（2.30km）	0.22	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸
	草加橋下流（3.50km） ～草加橋上流（3.55km）	0.05	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸

対象河川	河川工事の場所	延長 (km)	河川工事の内容
古綾瀬川	古川橋下流 (3.75km) ～古川橋上流 (3.85km)	0.10	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸
	草加市八幡町地先 (4.34km) ～草加市八幡町地先 (4.50km)	0.16	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸
	小計	1.33	
大場川	葛三橋下流 (1.50km) ～吉川調節池越流堤下流 (16.00km)	14.5	築堤、河床掘削、護岸、 調節池 (3箇所)、排水機場増強
	吉川調節池越流堤上流 (16.20km) ～上流端 (16.80km)	0.60	築堤、河床掘削、護岸
	小計	15.10	
第二大場川	県管理区間下流端 (0.45km) ～上流端 (6.18km)	5.73	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸、 調節池 (5箇所)
圀川	葛西用水路合流点下流 (0.78km) ～葛西用水路合流点上流 (0.86km)	0.08	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸
元荒川	越谷市大成町地内 (1.10km)	—	調節池 (1箇所)
	越谷市大字増森地先 (1.85km) ～越谷市大字増森地先 (1.90km)	0.05	築堤、河床掘削、護岸
	しらこぼと橋下流 (3.80km) ～上流端 (60.65km)	56.85	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸、 調節池 (2箇所)、放水路
	小計	56.90	
星川	見沼代用水路合流点 (24.40km) ～上流端 (33.08km)	8.68	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸、 調節池 (1箇所)
野通川	元荒川合流点 (0.00km) ～上流端 (13.77km)	13.77	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸、 調節池 (3箇所)
赤堀川	元荒川合流点 (0.00km) ～上流端 (3.97km)	3.97	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸
忍川	元荒川合流点 (0.00km) ～上流端 (11.52km)	11.52	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸、 調節池 (1箇所)
新方川	中川合流点 (0.00km) ～上流端 (10.86km)	10.86	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸、 調節池 (1箇所)、中川との合流点 対策 (水門、排水機場等)
会之堀川	新方川合流点 (0.00km) ～会之堀橋下流 (0.75km)	0.75	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸
大落古利根川	中川合流点 (0.00km) ～上流端 (26.80km)	26.80	築堤、河床掘削
古隅田川	大落古利根川合流点 (0.00km) ～上流端 (4.80km)	4.80	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸、 調節池 (1箇所)
隼人堀川	海老島橋下流 (3.35km) ～海老島橋上流 (3.45km)	0.10	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸
	白岡市太田新井地先 (3.87km) ～六兵衛橋下流 (4.10km)	0.23	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸
	六兵衛橋上流 (4.20km) ～上流端 (14.19km)	9.99	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸、 調節池 (3箇所)
	小計	10.32	
庄兵衛堀川	隼人堀川合流点 (0.00km) ～上流端 (5.88km)	5.88	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸、 調節池 (1箇所)
姫宮落川	柚ノ木橋下流 (0.60km) ～上流端 (10.69km)	10.09	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸、 調節池 (1箇所)

対象河川	河川工事の場所	延長 (km)	河川工事の内容
備前堀川	大落古利根川合流点 (0.00km) ～上流端 (11.40km)	11.40	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸
備前前堀川	大落古利根川合流点 (0.00km) ～上流端 (7.82km)	7.82	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸
青毛堀川	喜橋下流 (1.56km) ～上流端 (11.24km)	9.68	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸、 調節池 (1箇所)
倉松川	中川合流点 (0.00km) ～国道16号 (1.20km)	1.20	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸
	久太郎橋下流 (2.25km) ～久太郎橋上流 (2.30km)	0.05	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸
	倉松橋下流 (2.80km) ～桑崎橋上流 (3.40km)	0.60	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸
	鷹匠橋 (5.40km) ～水管橋上流 (6.95km)	1.55	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸
	大島新田調節池越流堤下流 (7.45km) ～留八橋上流 (7.70km)	0.25	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸
	長八橋下流 (8.56km) ～金附田橋上流 (9.00km)	0.44	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸
	天神島橋 (11.80km) ～上流端 (13.80km)	2.00	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸
	小計	6.09	
午の堀川	中川合流点 (0.00km) ～上流端 (7.40km)	7.40	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸
手子堀川	中川合流点 (0.00km) ～上流端 (6.40km)	6.40	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸
新槐堀川	中川合流点 (0.00km) ～上流端 (6.30km)	6.30	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸
合計		321.06	

※ 今後の状況の変化等により、必要に応じて本表に示していない場所においても施行することがある。

第4項 東京都が行う河川の整備

利根川水系中川・綾瀬川圏域河川整備計画（東京都管理区間）（令和４年１２月変更）に基づき、各河川にて、河川改修等を引き続き推進する。

表 4-9 河川整備計画に基づく整備の実施箇所（東京都管理区間）

工事の種類	河川・施設名	設置（改築）される河川管理施設等
耐震対策	旧江戸川	防潮堤
	新川	護岸
	中川	防潮堤・護岸
	綾瀬川	護岸
	新中川	護岸
	大場川	護岸
	圀川	護岸
耐震・耐水対策	新川東水門	水門等
	新川東樋門	樋門等
	新川排水機場	排水機場等
	上平井水門	水門等
	花畑水門	水門等
	今井水門	水門等
スーパー堤防等整備	旧江戸川	スーパー堤防・緩傾斜型堤防
	中川	スーパー堤防・緩傾斜型堤防
	綾瀬川	スーパー堤防・緩傾斜型堤防
	新中川	スーパー堤防・緩傾斜型堤防
洪水対策 （河床掘削含む）	新中川	護岸
	伝右川	護岸
	圀川	護岸・橋梁
	毛長川	護岸・橋梁
高潮対策	旧江戸川	防潮堤
	綾瀬川	護岸・橋梁
	大場川	護岸
船着場整備	中川	防災船着場
	新中川	防災船着場

※ 今後の状況の変化等により、必要に応じて本表に示していない場所においても施行することがある。

第5項 下水道管理者以外が行う排水施設の整備

被害の防止又は軽減に必要な一級河川への排水量は、下水道管理者が整備を行う排水施設を含めて表 4-10 のとおりとし、引き続き、排水施設の整備を行う。

表 4-10 一級河川への排水施設

自治体	現況排水量 (m ³ /s)			流域分担計画に基づく 必要排水量 (万m ³) ※	今後整備が必要な 排水量 (万m ³) ※
	下水道部局	その他部局	合計		
東京都	466.0	0.0	466.0		
五霞町	0.0	0.5	0.5		
さいたま市	0.0	2.6	2.6		
熊谷市	6.8	9.0	15.8		
川口市	0.0	3.0	3.0		
行田市	16.6	4.5	21.1		
加須市	0.0	0.0	0.0		
春日部市	22.9	25.1	48.0		
羽生市	0.0	1.6	1.6		
鴻巣市	1.9	0.0	1.9		
上尾市	0.0	0.0	0.0		
草加市	14.8	16.6	31.4		
越谷市	39.5	24.7	64.2		
桶川市	0.0	0.0	0.0		
久喜市	16.2	8.2	24.4		
北本市	0.0	0.0	0.0		
八潮市	13.9	13.2	27.1		
三郷市	0.0	22.8	22.8		
蓮田市	0.0	2.4	2.4		
幸手市	0.0	12.1	12.1		
吉川市	14.8	12.8	27.6		
白岡市	4.3	0.4	4.7		
伊奈町	0.0	1.0	1.0		
宮代町	0.2	0.4	0.6		
杉戸町	0.0	1.5	1.5		
松伏町	0.8	1.4	2.2		
足立区	0.0	0.0	0.0		
葛飾区	0.0	0.9	0.9		
江戸川区	0.0	0.0	0.0		
合計			783.4	15,460	3,010

令和3年3月時点

※ 今後、被害の解消にあたり、自治体毎に守るべき対象を明らかにしたうえで、それに応じた「排水する」・「貯める」・「住まい方や土地の使い方を工夫する」等の対策と実施主体を検討し、適宜、流域水害対策計画への反映を行う。

第5章 特定都市河川流域において当該特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留 浸透施設の整備に関する事項

沿川の市街化が著しく、河道拡幅や洪水調節施設の整備が困難な箇所においては、従来の河川区域内での河川管理施設で治水安全度を向上させることはできない。このため、流域から河道への流出を抑制し、河川の洪水流量を低減させる雨水貯留施設の検討を行う。

第6章 下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項

中川・綾瀬川流域は、流域が一様に低平地であることにより、中川・綾瀬川等の排水先河川への十分な排水が困難であるという状況を踏まえつつ、下水道管理者は内水による浸水への対策を図るため、下水道整備を着実に実施していくことが重要であり、従来より各下水道管理者において、内水排除ポンプの整備や雨水貯留施設を整備してきた。

雨水貯留施設の整備にあたっては、表 6-1 のとおり整備を進めるとともに、必要に応じて、コスト削減の観点から河川管理施設等との合築も検討する。

雨水排水施設の整備にあたっては、下水道管理者以外が整備を行う排水施設を含めて表 6-2 のとおり、排水先である河川の流下能力とのバランスを図りながら実施するとともに、既設ポンプ施設の増強、維持・更新を行う等、確実な排水機能の確保に努める。

さらに、近年の気候変動を踏まえたハード対策の加速化とソフト対策の充実を図るべく、整備の優先順位を検討し事業計画の策定・見直しを行うとともに、雨水出水浸水想定区域の指定及び内水ハザードマップの作成・公表による情報提供を実施し、浸水被害の軽減に努める。

東京都における合流式下水道区域内においては、貯留施設へ貯留した雨水について、降雨終了後に下水道管に返水し、下水処理場で水処理を行っているが、本計画に基づき新たな貯留施設を整備した場合、下水処理場への返水量が増加し、水処理の負荷が大きくなることが想定される。今後は、貯留水の一部を洪水後、速やかに河川等へ排水する取組を推進し、貯留容量の早期確保による更なる治水安全度向上及び下水処理場における水処理の安定化を図る。

表 6-1 下水道雨水貯留施設

市町名	現況貯留量(万m ³)	今後整備が必要な 貯留量(万m ³) ※
五霞町	約 2.1	—
さいたま市	約 0.4	約 1.8
熊谷市	—	約 2.2
川口市	約 0.4	約 1.1
春日部市	—	約 3.3
鴻巣市	約 21.1	約 1.3
越谷市	約 6.0	—
桶川市	約 0.5	—
久喜市	約 6.6	約 3.9
吉川市	約 13.5	—
白岡市	約 10.9	—
宮代町	約 3.3	—
合 計	約 64.8	約 13.6

令和 3 年 3 月時点

※ 今後、被害の解消にあたり、自治体毎に守るべき対象を明らかにしたうえで、それに応じた「排水する」・「貯める」・「住まい方や土地の使い方を工夫する」等の対策を検討し、適宜、流域水害対策計画への反映を行う。

表 6-2 一級河川への排水施設

自治体	現況排水量 (m³/s)			流域分担計画に基づく 必要排水量 (万m³) ※	今後整備が必要な 排水量 (万m³) ※
	下水道部局	その他部局	合計		
東京都	466.0	0.0	466.0		
五霞町	0.0	0.5	0.5		
さいたま市	0.0	2.6	2.6		
熊谷市	6.8	9.0	15.8		
川口市	0.0	3.0	3.0		
行田市	16.6	4.5	21.1		
加須市	0.0	0.0	0.0		
春日部市	22.9	25.1	48.0		
羽生市	0.0	1.6	1.6		
鴻巣市	1.9	0.0	1.9		
上尾市	0.0	0.0	0.0		
草加市	14.8	16.6	31.4		
越谷市	39.5	24.7	64.2		
桶川市	0.0	0.0	0.0		
久喜市	16.2	8.2	24.4		
北本市	0.0	0.0	0.0		
八潮市	13.9	13.2	27.1		
三郷市	0.0	22.8	22.8		
蓮田市	0.0	2.4	2.4		
幸手市	0.0	12.1	12.1		
吉川市	14.8	12.8	27.6		
白岡市	4.3	0.4	4.7		
伊奈町	0.0	1.0	1.0		
宮代町	0.2	0.4	0.6		
杉戸町	0.0	1.5	1.5		
松伏町	0.8	1.4	2.2		
足立区	0.0	0.0	0.0		
葛飾区	0.0	0.9	0.9		
江戸川区	0.0	0.0	0.0		
合計			783.4	15,460	3,010

令和3年3月時点

※ 今後、被害の解消にあたり、自治体毎に守るべき対象を明らかにしたうえで、それに応じた「排水する」・「貯める」・「住まい方や土地の使い方を工夫する」等の対策と実施主体を検討し、適宜、流域水害対策計画への反映を行う。

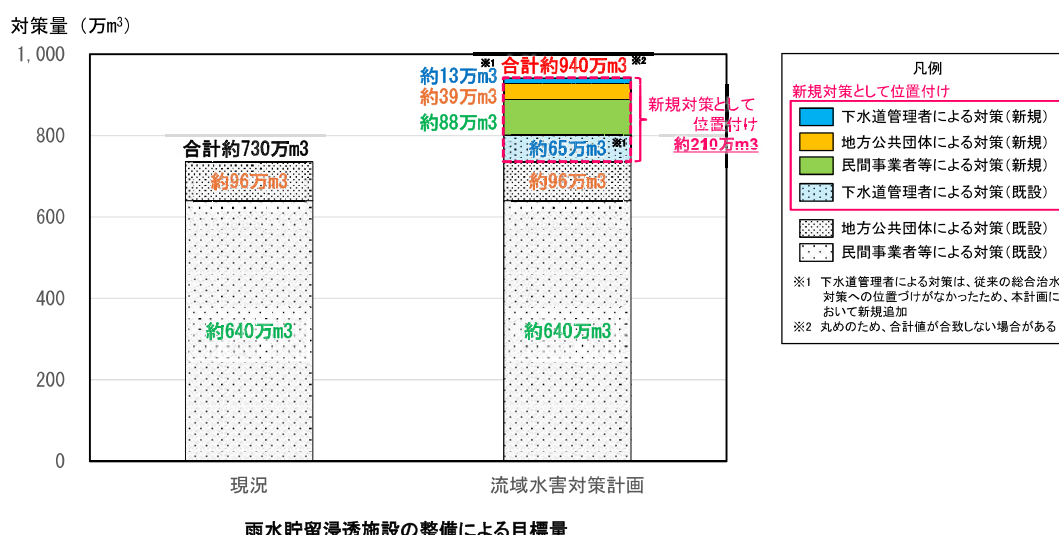
第7章 特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項

地方公共団体、流域住民、民間事業者等において、雨水貯留浸透施設の整備、その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する取組を進める。これらの取組の目標量は、流域整備計画における対策量の考え方を踏襲し、開発行為等に応じて雨水流出抑制対策を行うことにより、計画期間中の地方公共団体による更なる雨水貯留浸透施設の整備に加え、民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備（特定都市河川浸水被害対策法第30条雨水浸透阻害行為の許可、他法令等に基づく指導等）も見込み、流域において約940万 m^3 を確保する。

このうち、民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備においては、本計画第2章で定める将来想定に基づき、表7-1のとおり、対策量を約728万 m^3 （既設：約640万 m^3 、新規：約88万 m^3 ）と想定としており、特定都市河川浸水被害対策法における許可、他法令等に基づく指導等を各自治体が行うことで対策を進めるものとする。

なお、整備にあたっては、河川や水路等との接続部も含め、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出を図る。

また、雨水貯留浸透施設等の機能を維持するため、定期的な点検整備（更新含む）を行うとともに、土砂の流入による容量減、目詰まりによる浸透機能の減少、ゴミや流木による排水口の目詰まりなどが生じないように、各施設管理者による適切な維持管理に努める。



※ 今後、被害の解消にあたり、自治体毎に守るべき対象を明らかにしたうえで、それに応じた「排水する」・「貯める」・「住まい方や土地の使い方を工夫する」等の対策を検討し、適宜、流域水害対策計画への反映を行う。

図 7-1 雨水貯留浸透施設の整備

第1節 雨水貯留浸透施設（地方公共団体による対策）

流域水害対策計画における考え方を踏まえ、これまでの流域の著しい開発による保水・遊水機能の減少を回復させるため、引き続き、地方公共団体において国有地、公園、学校、公営住宅、役所、公民館等の敷地（以下、「公共敷地」という）を利用した雨水貯留浸透施設の整備を積極的に推進することとし、これによる目標量を約 135 万 m³ とする。

これまでの各市区町における保水・遊水機能の減少に対する「既設対策量」と「今後の対策量」を表 7-1 に示すが、「第 2 章第 1 節 基本的な考え方」のとおり、流域においては積極的に保水・遊水機能の確保を図り、「貯める」対策を推進することが重要であることから、「今後の対策量」を上回る対策についても公共敷地を活用した雨水貯留浸透施設等の整備を検討・実施する。

表 7-1 公共施設等対策量 (単位：万 m³)

	既設	今後の 対策量※	合計
五霞町	0.5	0.0	0.5
さいたま市	4.7	0.0	4.7
熊谷市	3.8	0.0	3.8
川口市	1.3	1.2	2.5
行田市	2.0	2.9	4.9
加須市	0.9	8.6	9.5
春日部市	11.9	0.0	11.9
羽生市	0.7	3.4	4.1
鴻巣市	0.6	0.0	0.6
上尾市	1.2	0.8	2.0
草加市	7.2	0.8	8.0
越谷市	8.6	3.1	11.6
桶川市	0.7	3.2	3.9
久喜市	1.5	0.0	1.5

	既設	今後の 対策量※	合計
北本市	0.6	1.1	1.6
八潮市	1.7	0.8	2.5
三郷市	23.0	0.0	23.0
蓮田市	0.2	1.9	2.1
幸手市	1.4	3.5	5.0
吉川市	2.4	0.0	2.4
白岡市	7.3	0.0	7.3
伊奈町	0.4	0.8	1.2
宮代町	0.0	0.0	0.0
杉戸町	0.4	3.4	3.8
松伏町	0.5	0.9	1.4
足立区	1.9	0.1	2.0
葛飾区	4.6	2.8	7.4
江戸川区	5.9	0.0	5.9
合計	95.8	39.3	135.1

令和 3 年 3 月時点

※ 今後、被害の解消にあたり、自治体毎に守るべき対象を明らかにしたうえで、それに応じた「排水する」・「貯める」・「住まい方や土地の使い方を工夫する」等の対策を検討し、適宜、流域水害対策計画への反映を行う。

第2節 雨水貯留浸透施設（民間事業者等による対策）

特定都市河川浸水被害対策法に基づく開発等による 1,000m² 以上の雨水浸透阻害行為に対しては、流出雨水量の増加を抑制するための対策工事を義務化し、事前許可制とすることで着実に対策を実施するとともに、その機能の中長期的な維持に努める。

さらに、これまで流域が一体となり取り組んできた対策が減退しないよう今後も都市計画法に規定する開発行為や流域自治体が定めた条例等の手続きを要する土地の改変に該当する雨水浸透阻害行為を実施する際は、特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水流出抑制対策と表 7-2 の他法令等に基づく雨水流出抑制対策とを比較して雨水流出抑制量が大きい方の対策※1 を講じる。

なお、表 7-2 に記載のある他法令等のうち、条例等の定めが無いものについても、これまでの対策が減退しないよう、特定都市河川浸水被害対策法第 30 条に基づく雨水流出抑制対策を講じつつ、各自治体は他法令等に基づくこれまでの開発指導を継続する。

さらに、都市計画法に規定する手続きや流域自治体が定めた条例等の手続きを要しない雨水浸透阻害行為を実施する際は、特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水流出抑制対策を講じる。

雨水貯留浸透施設の整備にあたっては、あらゆる関係者による総合治水対策を進める取組や雨水貯留浸透施設整備計画の認定制度等、流域治水の普及啓発に努める。

また、個人住宅等に設置する雨水貯留タンク、雨水浸透枥や浄化槽の雨水貯留施設への転用、レインガーデン（雨庭）など各戸貯留を促進する。

※1 「雨水流出抑制量」は、「対策容量」及び「放流量」とし、以下により「流出抑制量が大きい方」と定義する。

【対策容量】

「各地域の基準※2 に基づく対策量（m³）」と「法第 30 条に基づく『対策工事』の実施において確保すべき貯留量（m³）」のうち、大きい方を適用する。

【放流量】

「各地域の基準※2 に基づく許容放流量（m³/s）」と「法第 30 条に基づく『対策工事』の実施における調整池からの放流量（m³/s）」のうち、小さい方を適用する。

※2 「各地域の基準」とは、表 7-2 に示す雨水流出抑制対策を求める他法令等による規制を指す。

表 7-2 雨水流出抑制対策を求める規制一覧（令和 7 年 2 月時点）

自治体名	他法令等による規制
茨城県	開発行為の技術基準
埼玉県	埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例
東京都	東京都豪雨対策基本方針
五霞町	茨城県が定める基準を適用
さいたま市	都市計画法に基づく開発許可等手引書
熊谷市	雨水流出抑制施設の手引き
川口市	川口市雨水流出抑制指針・マニュアル
行田市	行田市開発行為等に関する雨水流出抑制施設設置基準
加須市	加須市住みよいまちづくり指導要綱
春日部市	春日部市開発事業の手続及び基準に関する条例
羽生市	羽生市雨水流出抑制施設設置基準
鴻巣市	鴻巣市雨水排水流出抑制施設設置基準
上尾市	上尾市開発事業指導要綱
草加市	草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例
越谷市	越谷市まちの整備に関する条例
桶川市	雨水排水流出抑制施設設置基準
久喜市	久喜市開発行為等指導要綱細則
北本市	北本市雨水流出抑制施設設置基準
八潮市	八潮市みんなでつくる美しいまちづくり条例
三郷市	三郷市開発事業等の手続等に関する条例
蓮田市	蓮田市雨水排水流出抑制施設設置基準
幸手市	幸手市開発行為等指導要綱
吉川市	吉川市まちづくり整備基準条例
伊奈町	伊奈町開発行為等に関する指導要綱
宮代町	宮代町雨水排水処理基準
白岡市	白岡市開発行為等指導要綱細則
杉戸町	杉戸町開発行為等指導要綱
松伏町	松伏町宅地開発指導要綱
足立区	足立区環境整備基準、足立区集合住宅の建築及び管理に関する条例等
葛飾区	雨水流出抑制対策のてびき
江戸川区	江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例

※ 雨水浸透阻害行為の許可にあたっては、上記の他、「特定都市河川浸水被害対策法の運用について（令和 4 年 1 月 19 日国水政第 110 号、国水治第 145 号、国水下流第 17 号）」2.（13）に記載の調整を行うものとする。

※ 表 7-2 は令和 7 年 2 月時点のものであり、各自治体の HP・窓口等で最新のものを随時公表している。

第3節 農業用排水路の活用

中川・綾瀬川流域には、数多くの農業用排水路がある。

農業用排水路において雨水を一時的に貯留する等の活用を図るため、大雨前の事前放流方策やそれに必要な施設の整備・改良、堆積土砂の撤去等について、土地改良区等の施設管理者等と連携し、検討する。

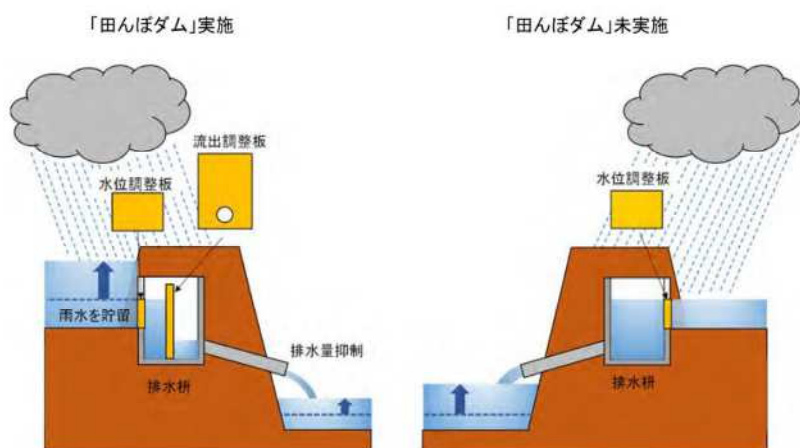
なお、農業用排水路の活用にあたっては、農業振興につながる施策との連携に努めるものとする。

第4節 「田んぼダム」の取組

「田んぼダム」は、水田の排水口に流出量を抑制するための堰板等を取りつけ、畦畔の範囲内（30cm 程度）で雨水を貯留し、水田が有する雨水貯留効果を更に高める取組のことをいう。

「田んぼダム」は、土地所有者や営農者、土地改良区等の関係機関と調整し地域全体の取組として合意形成を図りながら進める必要があり、推進にあたっては、農林水産省が所管する農地整備事業や多面的機能支払交付金等の支援制度の活用を検討する。

行田市内、羽生市内では既に取り組を開始しており、越谷市では取組に向けた検討を行っている。本計画では、流域分担計画（第2章第5節）において、無被害湛水を考慮していることを踏まえ、上下流一体で無被害湛水の確保の確実性を高めるため、無被害湛水が見込まれていない地域と「田んぼダム」に取り組む地域との連携や、「田んぼダム」の取組を支援する方策を流域水害対策協議会で検討する。



出典：農林水産省「田んぼダム」手引き

図 7-2 「田んぼダム」のイメージ

第5節 既存の調整池等の保全

流域に設置されている約 730 万 m^3 の調整池等の雨水貯留浸透施設は、流域内の浸水被害の防止に有効であることから、定期的な点検整備（更新含む）を行うとともに、土砂の流入による容量の減少、目詰まりによる浸透機能の減少、ゴミや流木による排水口が目詰まりなどが生じないように、各施設管理者による適切な維持管理に努める。

また、法第 44 条の保全調整池の指定などにより、その機能の保全に努める。さらに、調整池等の弾力的運用について検討する。



図 7-3 雨水貯留浸透施設の維持管理の状況（埼玉県春日部市）

第6節 保水・遊水機能を有する土地の保全

保水・遊水機能を有する土地について、都市計画法による現在の市街化調整区域を保持し、無秩序な市街化を抑制するとともに、都市緑地法・農業振興地域の整備に関する法律等の法令及び自治体の要綱による指導等に基づき田畑・緑地等が有する保水・遊水機能の保全を図る。

また、これらの取り組みのほか、「田んぼダム」の取組、貯留機能保全区域の指定や休耕田の活用等により、流域分担計画に基づく無被害湛水の確保の確実性を高めている。



出典：解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン

図 7-4 保水・遊水機能を有する土地のイメージ

第8章 雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本的事項

雨水貯留浸透施設の設置及び管理を行う民間事業者等（地方公共団体以外の者）は、以下の認定の基準に適合する場合に、施設の設置管理に関する雨水貯留浸透施設整備計画を作成した上で、法に基づき申請することで、認定を受けることができる。

認定権者は、申請された雨水貯留浸透施設整備計画が認定の基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

計画の認定を受けた施設は、国及び地方公共団体による設置費用の補助、固定資産税の減税及び管理協定制度的により地方公共団体による管理の対象とすることができるものである。

施設の規模に係る認定の基準は、雨水貯留浸透施設の総貯水量から雨水浸透阻害行為の対策工事または他法令による流出抑制対策により確保すべき貯留量の大きい方の貯留量を除いた貯留量が 30m³ 以上とする。

今後、当該基準について、規則で区域を限り、0.1m³～30m³ 未満の範囲内で引き下げる場合は、当該都県の規則で引き下げ後の規模を明示する。

施設の構造及び設備に係る認定の基準は、以下のとおりとする。

- ・ 堅固で耐久力を有する構造であること
- ・ 雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を維持するために必要な排水設備その他の設備を備えたものであること

施設の管理の方法に係る認定の基準は、以下のとおりとする。

- ・ 雨水貯留浸透施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を維持するための点検が、適切な頻度で、目視その他適切な方法により行われるものであること
- ・ 点検により雨水貯留浸透施設の損傷、腐食、劣化、その他の異状が明らかとなった場合に、補修その他必要な措置が講じられるものであること
- ・ 雨水貯留浸透施設の修繕が計画的に行われるものであること

施設の管理の期間に係る認定の基準は、10 年以上とする。今後、当該基準について、10 年を超え 50 年以下の範囲内で引き延ばす場合は、本計画の本項へ引き延ばし後の規模を明示する。

認定権者は、関係市区町と連携し、本制度の趣旨等の周知に努めるとともに、民間事業者等からの事前相談の窓口となって対応する。

第9章 特定都市河川流域におけるポンプ施設の操作に関する事項

第1節 運転調整の基本方針

ポンプ施設の運転操作にあたっては、効果的に都市浸水を軽減し、人的被害の防止及び財産の経済的被害を軽減させるために、適切な運転調整について定める必要がある。河川管理者以外のポンプ施設の管理者は、内水氾濫等による浸水被害の軽減に向けて検討した排水量および運転操作規則について、排水先の河川管理者と排水先河川の流下能力を踏まえて協議を行う。

また、近年の豪雨の状況を踏まえ、各ポンプ施設の管理者は、関係機関との協議により、ポンプ施設の運転・操作に係る弾力的運用の検討も行う。

ポンプ施設の運転調整については、排水先の河川整備の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行い、流域全体における浸水被害の最小化を図る。

第2節 連絡・指揮体制、情報共有及び住民への周知

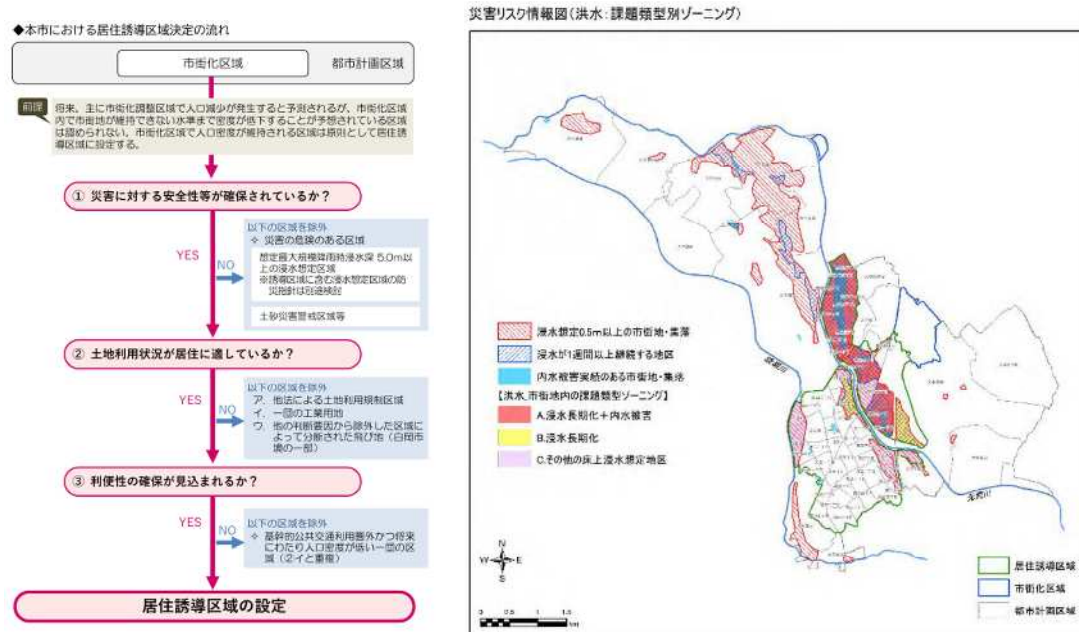
各ポンプ施設は、洪水時に警戒体制を取り、河川水位に応じて、排水先河川からの逆流防止のための樋門操作や内水排除ポンプの運転を行っている。今後はポンプ施設をより効率的かつ効果的に機能させるため、施設管理者は関係機関との情報共有のための体制について検討していく。

また、関係市区町は流域住民への理解と避難時の協力を求めるために、河川水位に応じた樋門・樋管操作やポンプ運転について事前の周知を十分に行うとともに、流域住民が避難準備等をできるように、適切な情報伝達等についても検討する。

第10章 都市浸水想定区域における土地の利用に関する事項

流域市区町は、都市浸水想定に加え、雨水出水（内水氾濫）浸水想定区域、水害リスクマップ（浸水範囲と浸水頻度の関係をわかりやすく示した地図）、過去の浸水実績図、治水地形分類図などからハザード情報などを把握するとともに、流域の土地利用の現況や人口・資産の集積状況などを把握し、水害リスクを評価する。その上で、今後、ブロック毎（流域自治体や指定河川の流域等）に水害リスクを踏まえた土地利用の方向性を整理し、浸水被害対策について各市区町で検討し、中川・綾瀬川流域水害対策協議会にて共有していくものとする。

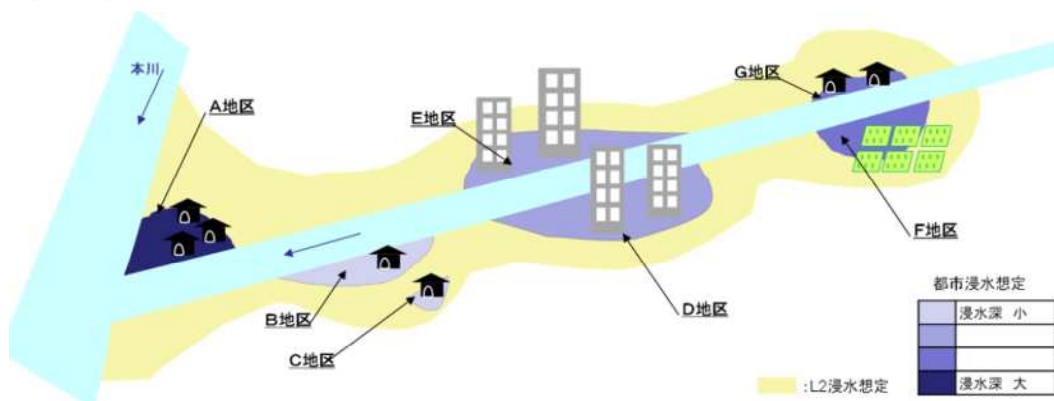
水害リスクの評価やブロック毎の土地の利用について留意すべき事項等の検討にあたっては、「水害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン（令和3年5月）」を参考とするとともに、中川・綾瀬川流域水害対策協議会の場を活用し、河川、下水、都市、農林、防災、その他の関係する部局が連携し、都市計画や防災指針を含む立地適正化計画などのまちづくりに関する計画等との整合・連携を図り、各者の役割を明確化していく。



出典：蓮田市立地適正化計画（令和4年3月31日公表）

図 10-1 居住誘導区域を設定する際に災害リスクを考慮している事例（災害リスクの表示）

	地区	土地の利用について留意すべき事項	浸水被害対策の検討
(1)	D・E地区	地域の中心地であり人口・資産が集中しているブロックであり、床上浸水による資産の被害リスクが大きい土地である	河川・下水道等の対策を実施し、流域水害対策計画の計画期間内に浸水被害を解消・軽減させる
(2)	A・G地区	想定浸水深が大きい人命リスクが大きい土地である	浸水被害防止区域に指定することにより、住民等の生命・身体を保護する。
(3)	F地区	農地等として貯留機能を有するブロックであり、下流側の浸水リスク低減に寄与する可能性がある土地である	貯留機能保全区域に指定するなどにより、土地が有する貯留機能を将来に渡って保全する。
(4)	B・C地区	人口・資産の分布が進んでおらず、水災害リスクが比較的小さいブロックであるが、一定の浸水が想定されることに留意すべき土地である	浸水しても被害が軽減されるよう、水災害リスクを周知する。



出典：解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン令和5年1月

図 10-2 ブロック毎の都市浸水想定及び浸水被害対策（検討のイメージ）

第11章 貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針

特定都市河川流域における浸水の拡大を抑制する観点から、洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有する土地について、その機能を保全するため「貯留機能保全区域」に指定する。

また、浸水被害が頻発し、住民等の生命や身体に著しい危害が生じるおそれがあるエリアに対し、住民等の生命及び身体の保護のため、当該土地について、「浸水被害防止区域」に指定する。

区域の指定の検討にあたっては、都市浸水想定区域における土地の利用に関する事項を踏まえ、関係部局（河川、下水道、都市計画、農林、防災その他の関係部局）が緊密に連携し、検討を行うことが必要である。河川管理者、下水道管理者及び関係市区町は、指定権者に対し、必要な情報提供、助言、その他の援助を行う。

第1節 貯留機能保全区域の指定の方針

貯留機能保全区域は、河川沿いの低地や窪地等の雨水等を一時的に貯留し、区域外の浸水拡大を抑制する効用があり、過去より農地等として保全されてきた土地の貯留機能を将来にわたって可能な限り保全するために指定する。

中川・綾瀬川流域における貯留機能保全区域は、河川・水路等周辺の低地や窪地について、都市浸水想定を踏まえ、浸水が想定される区域を対象に、流域整備計画で「遊水地域」と設定し遊水機能の保全を図ってきた地域や「田んぼダム」の取り組みを実施している水田、市街化調整区域、既存集落等の住家の立地や周辺の土地利用の状況等を考慮して検討し、当該土地の所有者の同意を得て指定権者により法に基づき指定する。

指定に向けた合意形成にあたっては、流域における浸水の拡大を抑制する観点から、指定により土地の保全を図ることが重要であること、河川と隣接する区域や水域として連続する区域などは動植物の生息・生育・繁殖環境にとっても重要であること、土地の貯留機能を保全することから区域内の水害リスクやごみ等の流入等について説明し、土地の所有者や利害関係人等の理解の促進に努める。

また、貯留機能保全区域における堆積ゴミ等の対策については、河川協力団体等地域との連携を検討する。

第2節 浸水被害防止区域の指定の方針

浸水被害防止区域は、洪水または雨水出水が発生した場合に著しい危害が生ずるおそれがある土地において、開発規制・建築規制を措置することで高齢者等の要配慮者をはじめとする住民等の生命・身体を保護するために指定する。

中川・綾瀬川流域における浸水被害防止区域は、都市浸水想定を踏まえ、生命・身体に著しい危害が生じる恐れがある床上以上の浸水が想定される浸水区域について、現地の地盤の起伏や市街化調整区域、土地利用形態及び見込み等、都市計画との整合を考慮して検討し、茨城県知事、埼玉県知事、東京都知事が市区町長からの意見聴取等を実施し、関係者の意向を十分踏まえて指定する。

第12章 浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項

第1節 リスクコミュニケーションの充実

流域のあらゆる関係者によるリスクコミュニケーションの充実を図るため、以下の取組を行う。

表 12-1 リスクコミュニケーションの充実

主な取組項目	
①流域のあらゆる関係者によるリスクコミュニケーションの充実を図る	減災対策協議会及び流域治水協議会等による関係機関との連携強化、市区町等とのホットラインによる河川情報の共有
②河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体は被害の最小化を図る	洪水ハザードマップや内水ハザードマップの作成・周知、住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進、小中学校や地域を対象とした防災教育の実施、災害時における関係機関及び住民との避難行動の判断に必要な河川水位に関する迅速な情報提供・収集に向けた取組
③その他	要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、実施義務化されている避難訓練の徹底、助言・勧告制度を活用し避難確保の実効性を向上

第2節 大規模氾濫に関する減災対策

平成 27 年に発生した関東・東北豪雨災害を契機に水防災意識社会を再構築することを目的として平成 28 年 6 月に、「中川・綾瀬川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」を設立し、平成 28 年 8 月に、中川・綾瀬川流域の減災に係る取組方針を策定した。

また、『「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（平成 29 年 6 月策定、平成 31 年 1 月改定）』に基づく取組方針に加え、以下の取組を流域で実施することで地域の安全性をソフト面から向上させていく。

表 12-2 中川・綾瀬川流域の減災に係る取組方針

目標
中川・綾瀬川流域の大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指す。

目標達成に向けた取組
(1) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組
(2) 洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組
(3) 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動及び施設運用強化の取組

表 12-3 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

主な取組項目		取組機関
情報伝達、避難計画等に関する事項	①洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築）	関東地整
	②夜間、荒天時における避難指示等の発令基準の作成 及び避難誘導体制の検討	市区町
	③避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）	市区町 都県 気象庁 関東地整
	④想定最大規模の洪水を対象とした洪水浸水想定区域図、 氾濫シミュレーションの公表	関東地整
	⑤水害ハザードマップの改良、周知、活用	市区町
	⑥隣接市区町における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等	全構成機関
	⑦要配慮者利用施設における避難計画の作成、地下施設、大規模工場への 対応等を考慮した避難計画の検討、施設管理者による計画案の作成の支援	市区町
	⑧洪水予測や河川水位の状況に関する解説	関東地整
	⑨防災施設の機能に関する情報提供の充実	関東地整
	⑩避難計画作成の支援ツールの充実	関東地整
	⑪市区町村庁舎や災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	市区町
	⑫多機関連携型タイムラインの検討	全構成機関
	⑬鉄道の計画運休に関する情報提供等	全構成機関
平時から 住民等への 周知・教育・ 訓練に 関する取組	①防災教育の促進	市区町
	②災害リスクの現地表示	市区町
	③気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善	気象庁
	④要配慮者利用施設や地下施設、大規模工場における避難訓練	市区町
	⑤避難訓練への地域住民の参加促進	市区町
	⑥共助の仕組みの強化	市区町
	⑦地域防災力の向上のための人材育成	市区町 関東地整

表 12-4 洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組

主な取組項目		取組機関
水防活動の 効率化及び 水防体制の 強化に 関する取組	①水防訓練の充実	市区町
	②重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	全構成機関
	③水防関係者間での連携、協力に関する検討	市区町 都県 気象庁 関東地整
	④水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）	市区町

表 12-5 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動及び
施設運用強化の取組

主な取組項目		取組機関
排水活動 及び 施設運用の 強化に 関する取組	①排水施設、排水資機材の運用方法の改善	関東地整
	②排水設備の耐水化の強化	市区町 都県 関東地整
	③樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保	関東地整
	④排水訓練の実施	市区町 都県 関東地整
減災・防災 に関する国 の支援	①災害時及び災害復旧に対する支援	関東地整
	②災害情報の地方公共団体との共有体制強化	都県 関東地整

第3節 洪水時及び発災時の情報収集・伝達

河川管理者は、水防管理者・消防署・警察署・流域住民に対して、洪水被害発生時における住民の適切な避難判断、行動を支援するために、洪水に係わる正確な情報をいち早く提供する。

なお、流域住民への情報提供に際しては、放送メディアやインターネット等の様々な媒体を活用し、映像や図等の多様な手法で分かりやすい情報の伝達に努めるとともに、携帯電話等へのメール配信により、大雨、洪水などの防災情報を提供する。

また、近年多発している局地的な大雨に対しては、国土交通省の「川の防災情報」、気象庁の「キキクル（危険度分布）」「雨雲の動き」「今後の雨」を活用するなど面的な降雨情報の提供に努める。

第1節 既存施設の洪水調節機能強化

排水先である河川の流下能力とのバランスを図りつつ、既存排水機場の排水能力を最大限活用するため、関係行政機関（河川管理者、排水機場管理者）の緊密な連携のもと流域の浸水被害軽減に努める。

This map illustrates the extensive network of rivers and flood control structures within the Tone River basin. Key features include:

- Rivers:** The Tone River (利根川) flows through the center, with numerous tributaries such as the Arakawa River (荒川), Sagami River (相模川), Tone River (利根川), and Arakawa River (荒川).
- Flood Control Structures:** Numerous weirs (堰) and gates (門) are marked along the river system, including the Tone River Weir (利根川堰), Arakawa Weir (荒川堰), and various other smaller structures.
- Dams and Reservoirs:** Several dams are shown, including the Tone River Dam (利根川ダム) and the Arakawa Dam (荒川ダム).
- Water Management Infrastructure:** Various types of pumps (ポンプ) and water intake points (取水口) are indicated throughout the basin.

図 13-1 既存排水機場位置図

計画対象降雨以外の想定し得るあらゆる洪水が発生することも想定し、地形条件等により水位が上昇しやすい区間や、氾濫した場合に特に被害が大きい区間等における氾濫の被害をできるだけ抑制する対策等を流域水害対策協議会において検討する。その際、各地域及び流域全体の被害軽減、並びに地域の早期復旧・復興に資するよう、必要に応じ関係機関において連絡調整を図る。

13-1

第3節 流域水害対策計画のフォローアップ

河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体は、事業の進捗状況及び流域の変化について、多面的な視点から定期的に調査を実施し、中川・綾瀬川流域水害対策協議会に報告するとともに、被害湛水の解消に向けた現状を把握し、計画のフォローアップを実施する。

なお、計画をフォローアップするための調査項目は図 13-2 に示すとおりである。

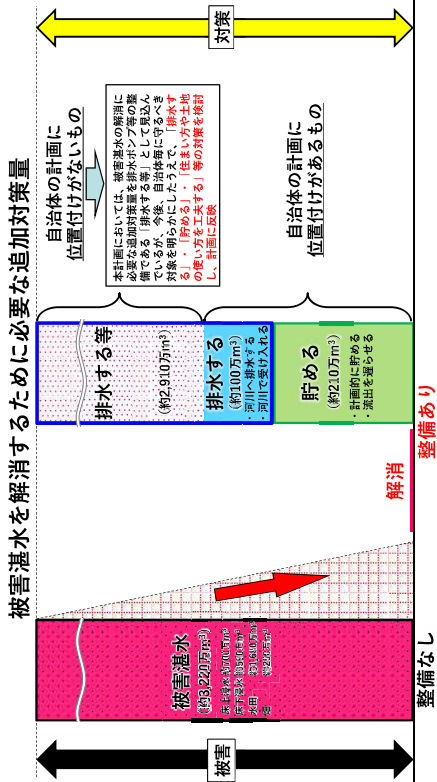
今後、被害の解消にあたり、自治体毎に守るべき対象を明らかにしたうえで、それに応じた「排水する」・「貯める」・「住まい方や土地の使い方を工夫する」等の対策を検討し、必要に応じて、本計画の見直しを行う。

また、気候変動による水災害の激甚化・頻発化に対応するため、必要に応じて、本計画の見直しを行う。

計画のフォローアップ

＜計画をフォローアップするための項目＞

被害湛水解消を前提とした本計画をフォローアップするための項目を設定。



計画FU項目として地域ごとの被害湛水量と都市浸水想定を設定



＜フォローアップの項目＞
被害湛水量
(ボリューム)
都市浸水想定
(浸水深・浸水エリア)

計画の実施状況や自治体における被害解消に向けた検討状況等を踏まえ、適宜、計画への反映を行う。

図 13-2 計画のフォローアップ

＜計画をフォローアップするための調査項目＞

今後、以下の「調査項目」により、対策の実施状況を把握する。

①事業の進捗状況	- 河川事業及び下水道事業等の進捗状況 - 計画改定等の状況及び改定内容等
②流域内の開発状況	各市町村における流域内の開発箇所及び面積
③雨水貯留浸透施設等の整備状況	- 河川管理者、下水道管理者、地方公共団体及び民間事業者等が設置した雨水貯留浸透施設の位置及び容量等 - 雨水浸透阻害行為に該当する1000m²以上の対策工事で設置された防災調整池の位置及び容量等 - その他条例等の指導により設置された調整池の位置及び容量等 「田んぼダム」を実施した水田の位置及び容量等
④区域指定の状況	貯留機能保全区域及び浸水被害防止区域の指定状況
⑤その他	- 流域における浸水被害の発生状況 - 出水時における排水機場の稼働状況や調節池の流入実績等 - その他フォローアップに必要な事項